

設置の趣旨等を記載した書類
目 次

1. 設置の趣旨及び必要性	1
(1) 背景と設置の趣旨	1
(2) 新教職大学院で養成する人材像と教育目標	2
(3) コースの設計と目指す人材像の具体	3
(4) コースにおける分野設定	4
2. 研究科，専攻等の名称及び学位の名称	6
3. 教育課程の編成の考え方及び特色	7
(1) 教育課程の編成方針	7
(2) コース別の教育課程	9
(3) 授業科目等の特色	10
(4) 教育プログラム等の編成	15
4. 教員組織の編成の考え方及び特色	17
(1) 専任教員の配置	17
(2) 専任教員の資格	18
(3) 兼任教員とその資格	20
(4) 教員の資質能力の向上につながる工夫	20
(5) 教員組織の年齢構成	21
(6) 学部等の教育研究水準の維持・向上方策	21
5. 教育方法，履修指導及び修了要件	22
(1) 2年間の学生の学び	22
(2) 標準修業年限・年間登録上限・修了要件・既修得単位の認定方法・成績評価の方法	24
(3) 教育方法の工夫	25
6. 教育課程連携協議会について	27

7. 施設・設備等の整備計画	28
(1) 校地、運動場の整備計画	28
(2) 校舎等施設の整備計画	28
(3) 図書等の資料及び図書館の整備計画	28
8. 基礎となる学部との関係	29
(1) 教育学部と教職大学院との関係	29
(2) 既設学部・教育学研究科への影響	29
9. 入学者選抜の概要	29
(1) 入学者受け入れ方針	29
(2) 選抜の方法	30
(3) 選考体制	31
10. 取得可能な資格	32
(1) 教員免許状	32
(2) その他の資格	32
(3) 小学校教員免許状未取得者への対応	33
11. 「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施	33
12. 管理運営	33
(1) 運営組織	33
(2) 教育委員会及び学校等との連携	35
(3) 事務組織	36
13. 自己点検・評価	36
(1) 自己点検・自己評価の体制	36
(2) 自己点検・自己評価の方法	36
14. 認証評価	37
(1) 認証評価を受けるための計画	37
(2) 認証評価を受けるための準備状況	37

(3) 認証評価を確実に受けることの証明	37
15. 情報の公表	38
(1) 大学としての情報提供	38
(2) 教職大学院としての情報提供	38
16. 教育内容等の改善のための組織的な研修等	38
(1) シラバスの組織的開発	38
(2) TT（ティーム・ティーチング）による授業運営と相互観察	38
(3) 大学院生・デマンドサイドなど多面的評価の実施	39
(4) 他大学院の優れた取組の学習	39
(5) 大学職員に必要な知識・技能を修得させるための取組	39
17. 連携協力校等との連携	40
(1) 連携協力校の選定・連携	40
(2) 連携協力校の選定の手続き	40
(3) 附属学校園の活用	41
(4) 連携協力校の校種別数	41
18. 実習の具体的計画	44
(1) 実習の実施体制	44
(2) 実習計画の概要	44
(3) 実習の具体的な計画	45
(4) 実習期間（時間），単位，実習施設，配置人数	47
(5) 学生へのオリエンテーションの内容・方法	47
(6) 実習指導体制と方法	47
(7) 単位認定等評価方法	48
添付資料目次	49

1 設置の趣旨及び必要性

(1) 背景と設置の趣旨

① 教員養成・研修をめぐる社会的な背景

新たな時代に対応した教員養成・研修の高度化を図っていくための方策の一つとして、教職大学院の質と量を充実・発展させていくことが求められている。教職大学院の充実・発展の具体については、「教員需要の減少期における教員養成・研修機能の強化に向けて」（国立教員養成大学・学部，大学院，附属学校の改革に関する有識者会議報告書，2017年8月）の報告書の中で，今後の対応策として，「修士課程からの移行」「教職生活全体を通じた職能成長を支援する等の新たな役割」「教科領域の教育」「学部との一体化」「地域への貢献」「最新の教育課題等への対応」等が挙げられており，これらに応える教職大学院の充実・発展が期待されている。

上記の「教職生活全体を通じた職能成長の支援」に関連して，静岡県教育委員会は「静岡県教職員研修指針」（2011年3月，資料1）を発表している。この報告書では，教員研修を「基本研修」「専門研修」「特別研修」と分類した上で，「時代の変化に的確に対応できる資質・能力を育成・向上させる「特別研修」に，教職大学院などでの学びを位置づけている。

一方で，今後の教職員研修の改善・充実の方策として，専門研修や特別研修に対して「大学，企業，NPO等，専門的な分野での知識・技術を持った機関と連携し，内容の専門性を高め，質の向上を図る」としている。教職大学院と教育委員会が連携の強化を図り，教員研修をより一層充実させていくことが，静岡県における教員養成系大学としても期待されていることがわかる。

② 静岡大学教育学研究科におけるこれまでの取組と今後の方向性

現在，静岡大学教育学研究科の修士レベルは，教育実践高度化専攻（教職大学院）と学校教育研究専攻（修士課程）の2専攻で構成されている。

現行の教職大学院は，新しい学校づくりの有力な担い手となる新人教員，及び高度な実践的指導力を備えた中核的な中堅教員の養成を教育目標として，2009年4月に設置された。学校組織開発領域，教育方法開発領域，生徒指導支援領域，特別支援教育領域の4領域で構成され，定員は20名で，これまでの9年間で167名の修了生を輩出してきた。20名のうち，約15名は，中核的な中堅教員を目指す一定期間以上の教職経験を有する現職教員学生（以下「現職院生」という）であり，約5名は，新しい学校づくりの有力な担い手となる新人教員を目指す学部新卒学生や一定期間未満の教職経験を有する現職教員学生，教員免許状を有する社会人学生等（以下「学卒等院生」という）である。これまでに，現職院生の派遣を学校改善に直結させるための「学校等改善支援研究員システム」や，学卒等院生のための「初任者研修協働実施プログラム」を開発するなど，理論と実践を往還させたカリキュラムを開発し，高度な実践的指導力を備えた教員の養成・研修に取り組んできた。特に，現職院生については多くの修了生が指導主事や教務主任，管理職として活躍するなど，教員研修として

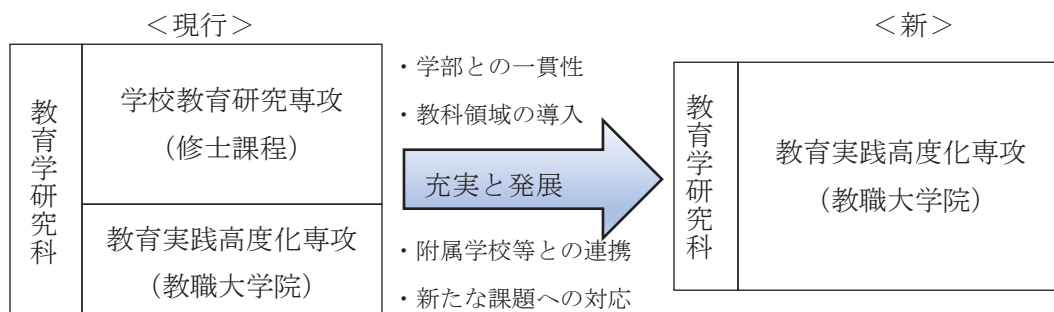
の機能の充実を図ってきた。

一方で、有識者会議報告書でも指摘されているように、学部との一貫性や教科領域の学習ニーズへの対応、また新しい教育課題への対応、附属学校園との連携等の点で、さらなる充実と発展が求められている。

現行の修士課程は、1981年4月に前身となる教育学研究科が設置され、その後、2009年4月に現行の教職大学院が設置されると同時に設置された。「教育に関する高度な専門的力量及び見識を備えた学校教員並びに教育事業従事者の育成」を教育目標として、長年にわたって多くの修了生を輩出してきた。現在は、発達教育学専修、各教科教育専修など計11専修で構成され、定員は52名である。2009年度からは、教科を横断する性格の専攻共通科目を設けたり、教育実践に関わる専修必修科目を設けたりする等して、教育課程に一部修正を加え、実践的指導力の育成を図ってきた。

今後は、有識者会議報告書で指摘されている新教職大学院への教科領域の学習ニーズにも対応するために、教科等の専門的な内容を深めることを新たな形で活かすことが求められているといえる。

以上の背景を踏まえ、新たな時代の教育に求められる人材を養成するために、現行の修士課程で長年積み重ねてきた教育資源を活かしつつ、教職大学院の一層の充実と発展を目指して、修士課程を移行して一本化した新たな「教育実践高度化専攻」を設置する。



(2) 新教職大学院で養成する人材像と教育目標（ディプロマ・ポリシー：資料2）

新教職大学院で養成する人材像は、学校や地域の教育リーダーとして活躍できる高度な専門的職業人としての教員である。

そのために、教育に対する使命感や倫理観等の教育的素養を高めるとともに、理論知と実践知とを往還・融合する新しい知識体系の構築に取り組み、次の4つの資質・能力に基づく高度な実践的指導力を身につけることを教育目標とする。

4つの資質・能力

A：授業力	教科の専門性や学習理論等に基づく実践的な授業力
B：生徒指導・支援力	子どもの発達理論や子ども理解に基づく生徒指導・支援力

C：教育課題対応力	ESD，環境教育，防災教育等の現代的な教育課題に対応する教育力
D：学校改善リーダーシップ	学級や学校組織の協働化・活性化を図る学校改善リーダーシップ

なお，上記の4つの資質・能力は，静岡県教員育成指標，静岡市教員育成指標，浜松市教員育成指標（資料3）を踏まえ，新教職大学院に求められるものとして設定した。

（参考1）県，政令市の教員育成指標における資質能力

静岡県：授業力 生徒指導力 教育業務遂行力 組織運営力 教育的素養 総合的人間力

静岡市：学習指導力 生徒指導力 課題対応力 マネジメント力

浜松市：授業を創る力 子供と関わる力 よりよい教育を進め，高める力

（参考2）県，政令市の校長育成指標における資質能力

静岡県：学校経営のビジョンを実現する力 管理運営力 人材育成力 組織運営力

静岡市：学校経営構想の構築力 学校経営構想の実行力 課題対応力 マネジメント力

浜松市：学校経営力 管理運営力 人材育成力 連携協働力

以上の養成する人材像と教育目標に即して，新教職大学院では修了認定・学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）を以下の通りとする。

学校や地域の教育リーダーとして活躍できる高度な専門的職業人としての教員の養成を目的として，教育に対する使命感や倫理観等の教育的素養を高めるとともに，理論知と実践知とを往還・融合する新しい知識体系の構築に取り組み，教科の専門性や学習理論等に基づく授業力，教育心理学や臨床心理学等を踏まえた子ども理解に基づく生徒指導・支援力，現代的な教育課題に対応する教育課題対応力，学級や学校組織の協働化・活性化を図る学校改善リーダーシップに基づく高度な実践的指導力を身につけ，学校や地域の教育リーダーとして活躍できる資質・能力を身につけている者に教職修士（専門職）の学位を授与する。

（3）コースの設計と目指す人材像の具体

目指す人材像の具体に応じて，次の3つのコースを設ける。

教育実践力育成コース（学卒等院生） 約25人

教育実践開発コース（現職院生）

学校組織開発コース（現職院生） } 約20人

教育実践力育成コースでは，学部卒業生等（経験の浅い若手教員や教員免許状を持つ

社会人を含む)を対象として、教育活動に積極的に取り組み、将来的に様々な教育分野でリーダー的役割を担うことのできる新人・若手教員を養成する。

教育実践開発コースでは、中堅教員を対象として、指導主事などの専門研修リーダーや主幹教諭などの校内研修リーダーとして活躍できるような中核的中堅教員を養成する。

学校組織開発コースでは、中堅教員を対象として、管理職など学校組織を管理運営するリーダーや指導主事などの地域の教育組織を管理運営するリーダーとして活躍できるような中核的中堅教員を養成する。

(4) コースにおける分野設定

3コースとも、「4つの資質・能力に関わる最新の教育動向等についての理解を深め、基盤的学力を身につけること」を共通目標とした上で、特に4つの資質・能力に関わるいずれかの分野に重点をおいて学びを深め、高度な実践的指導力の育成・向上を目指す。各コースに設ける分野は、次の通りである。

コース	定員 45 人	分野
教育実践力育成	学卒院生 約 25 人	教育方法，教科教育
		生徒発達支援，特別支援教育，幼児教育，養護教育
		現代的教育課題
教育実践開発	現職院生 約 20 人	教育方法，教科教育
		生徒発達支援，特別支援教育，幼児教育，養護教育
		現代的教育課題
学校組織開発		学校組織

なお、各分野で重点的に育成・向上させる資質・能力は、次の通りである（カッコ内は関連する4つの資質・能力を示す）。

【教育実践力育成コース】

- ＜教育方法分野＞ 学習科学等の学習理論や教科横断的な視点に基づく汎用的授業力を育成する。(A)
- ＜教科教育分野＞ 中等教育教員を目指す学生を対象として、教科の専門性の深い理解と実践に基づく授業力を育成する。(A)
- ＜生徒発達支援分野＞ 教育心理学や臨床心理学の観点から子どもを深く理解し、それに基づいて生徒指導・学習支援等を遂行する生徒指導・支援力を育成する。(B)
- ＜特別支援教育分野＞ 特別支援教育に焦点を当てて、障害の種類・程度に応じた子ども理解に基づく支援や指導等を遂行する生徒指導・支援力を育成する。(B)

- ＜幼児教育分野＞ 幼児教育に焦点を当てて、発達段階に応じた子ども理解に基づく幼児への指導等を遂行する生徒指導・支援力を育成する。
(B)
- ＜養護教育分野＞ 養護教諭を目指す学生を対象として、発達段階に応じた子ども理解に基づく保健指導、健康管理等を遂行する生徒指導・支援力を育成する。(B)
- ＜現代的教育
課題分野＞ ESD や環境教育、グローバル教育、ICT 教育、防災教育等の現代的な教育課題に対応する教育を遂行する教育課題対応力を育成する。(C)

【教育実践開発コース】

- ＜教育方法分野＞ 中堅教員を対象として、学習科学等の学習理論や教科横断的な視点に基づく授業力を向上させるとともに、指導主事など授業力向上研修リーダーとして活躍できる資質・能力を開発する。
(A)
- ＜教科教育分野＞ 中堅教員を対象として、教科の専門性の深い理解と実践に基づく授業力を向上させるとともに、指導主事など授業力向上研修リーダーとして活躍できる資質・能力を開発する。(A)
- ＜生徒発達
支援分野＞ 中堅教員を対象として、教育心理学や臨床心理学の観点から子どもを深く理解し、それに基づいて生徒指導、発達・学習支援等を遂行できる生徒指導・支援力を向上させるとともに、指導主事など生徒指導力向上研修リーダーとして活躍できる資質・能力を開発する。(B)
- ＜特別支援
教育分野＞ 特別支援教育に関わる中堅教員を対象として、障害の種類・程度に応じた子ども理解に基づく支援や指導等を遂行する生徒指導・支援力を向上させるとともに、指導主事など生徒指導力向上研修リーダーとして活躍できる資質・能力を開発する。(B)
- ＜幼児教育分野＞ 幼児教育に関わる中堅教員を対象として、発達段階に応じた子ども理解に基づく幼児への指導等を遂行する生徒指導力を向上させるとともに、指導主事など生徒指導力向上研修リーダーとして活躍できる資質・能力を開発する。(B)
- ＜養護教育分野＞ 養護教育に関わる中堅教員を対象として、発達段階に応じた子ども理解に基づく保健指導、健康管理等を遂行する生徒指導・支援力を向上させるとともに、指導主事など生徒指導力向上研修リーダーとして活躍できる資質・能力を開発する。(B)
- ＜現代的教育
課題分野＞ 中堅教員を対象として、ESD や環境教育、グローバル教育、ICT 教育、危機管理、防災教育等の現代的な教育課題に対応す

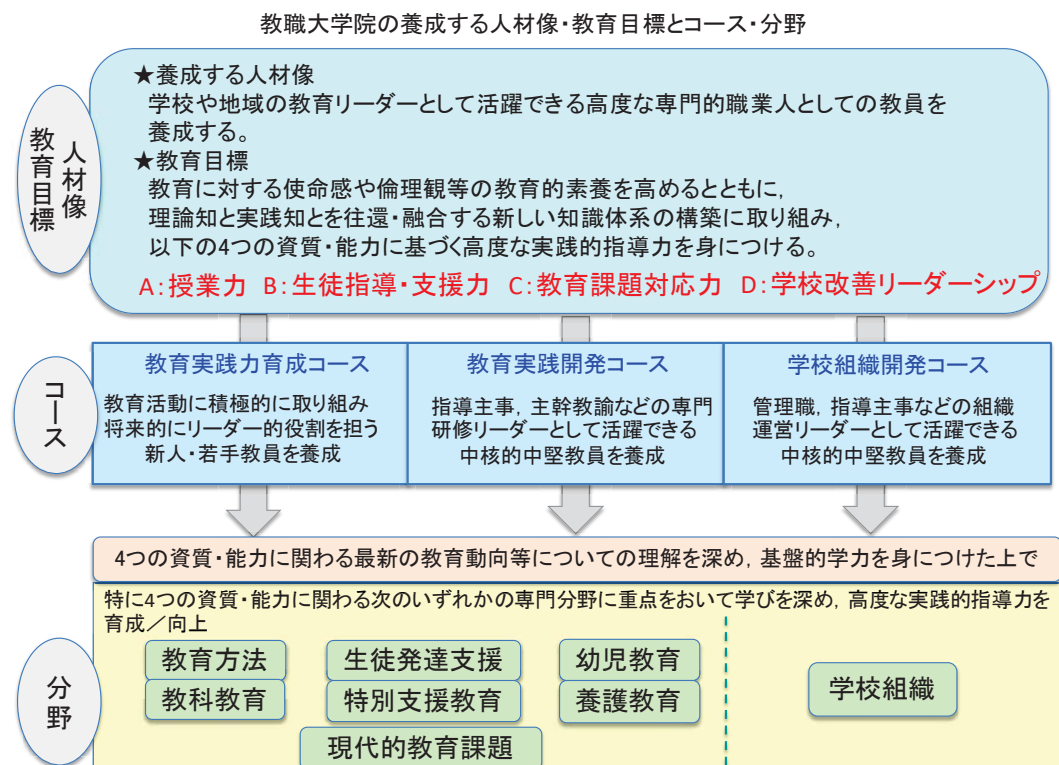
る教育を遂行する教育課題対応力を向上させるとともに、指導主事など教育課題対応力向上研修リーダーとして活躍できる資質・能力を開発する。(C)

【学校組織開発コース】

＜学校組織分野＞ 中堅教員を対象として、他の教職員と協働してビジョンを形成し、組織の改革を牽引していく学校改善リーダーシップを開発する。(D)

学生は、入学の時点において3コースのいずれかに所属し、1年後期開始時までに関野が決定する。

新教職大学院の養成する人材像・教育目標と、コース・分野との関係を図示すると、以下の通りである。



2 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

現行の教職大学院が養成を目指す人材像は、学部段階や既設研究科で養成される学校教育教員とは異なり、高度な実践的指導力を備えた専門職業人としての教員であり、学校における教育実践の高度化を導く能力を備えているという考え方に立脚して、専攻の名称を「教育実践高度化専攻」としている。新教職大学院においても、養成を目指す人材像

は基本的に同じであることから、新専攻の名称は、引き続き「教育実践高度化専攻」とし、静岡大学大学院教育学研究科に設置する。また、学位の名称を教職修士（専門職）とする。新教職大学院の名称及び学位の英文表記は次の通りとする。

＜専攻＞ Shizuoka University Graduate School of Education,
Department of Advanced Practice in School Education

＜学位＞ Master of Education (Professional)

3 教育課程の編成の考え方及び特色

（１）教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー：資料２）

1で述べた教育目標を達成するために、「共通科目」「分野科目」「課題研究」「実習科目」を設ける。

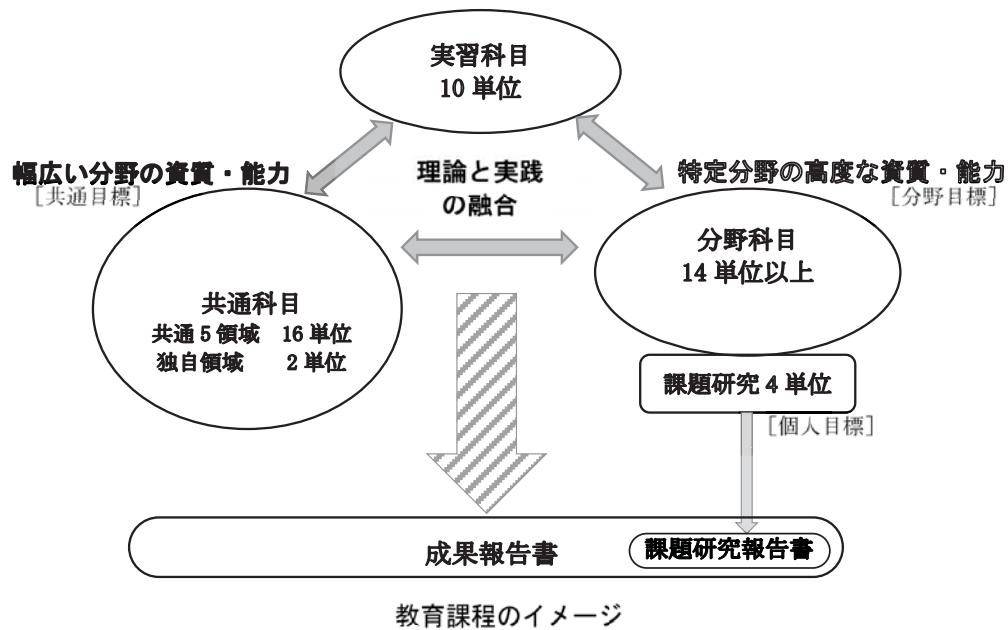
「共通科目」は、教育に対する使命感・倫理観の教育的素養を高めるとともに、4つの資質・能力に関わる最新の教育動向等についての理解を深め、基盤的学力を身につけることをねらい〔共通目標〕として、共通5領域（16単位）に特別支援教育に関する領域（2単位）を加えた6領域で、合計18単位を履修する。

「分野科目」は、4つの資質・能力のいずれかに関わる専門分野に重点をおいて学びを深め、高度な実践的指導力を育成・向上することをねらい〔分野目標〕として、分野必修科目6（学校組織開発コースは12）単位、自由選択科目8（学校組織開発コースは2）単位以上を履修する。このうち自由選択科目については、主指導教員・副指導教員の履修指導の下で、後述する「課題研究」に関わって、個人の探究するテーマに基づき、所属分野の選択科目を適宜履修して分野の学びをより一層深めるとともに、探究テーマの必要に応じて他分野の科目を履修して横断的な学びができるようにする。

「課題研究」は、個人が分野に関わる問題関心に基づいた教育課題を設定し探究することをねらい〔個人目標〕として、4単位（必修）を履修する。ここでの学びは、課題研究報告書にまとめる。

「実習科目」は、「理論と実践の往還」を強く意識して「共通科目」、「分野科目」、「課題研究」での学びと連動させながら、高度な実践的指導力をより一層高めるとともに、専門分野に関わるリーダーとして活躍できる教員の養成をねらいとして、2年間にわたり計10単位を履修する。

以上の2年間の学びを、最終的には「成果報告書」としてまとめて発表する。
教育課程のイメージを図示すると、次の通りである。



以上の考えに即して，新教職大学院では教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を次の通りとする。

教育活動に積極的に取り組み，将来的に様々な教育分野でリーダー的役割を担うことのできる新人・若手教員，及び専門研修リーダーなど学校や地域の教育リーダーとして活躍できる高度な実践的指導力を備えた中核的な中堅教員の養成を目的として設計されたカリキュラムに基づいて，下記の科目区分のもと合計 46 単位以上を履修する。

1. 教育に対する使命感・倫理観の教育的素養を高めるとともに，授業力，生徒指導・支援力，教育課題対応力，学校改善リーダーシップの資質・能力に関わる最新の教育動向等についての理解を深め，基盤的学力を身につけることを目指す「共通科目」（9 科目 18 単位）
2. 授業力，生徒指導・支援力，教育課題対応力，学校改善リーダーシップのいずれかに関わる専門分野に重点をおいて学びを深め，高度な実践的指導力を育成・向上することを目指す「分野科目」（7 科目 14 単位以上）
3. 個人が分野に関わる問題関心に基づいた教育課題を設定し探究することを目指す「課題研究」（2 科目 4 単位）
4. 「理論と実践の往還」を強く意識して「共通科目」，「分野科目」，「課題研究」での学びと連動させながら，高度な実践的指導力をより一層高めるとともに，専門分野に関わるリーダーとして活躍できる教員の養成をねらいとする「実習科目」（3 科目 10 単位）

その上で，各分野に関わる実践的研究に専任教員の支援を受けて取り組み，その成果を報告書の形で提出する。

(2) コース別の教育課程

コース別の教育課程は、次の通りである。

【教育実践力育成コース】

科目	単位数	授業科目
共通科目	18 単位	教育課程の編成・実施(2)，教科等の実践的な指導方法(4)，生徒指導・教育相談(2)，学級経営・学校経営(2)，学校教育と教員の在り方(6)，特別支援教育(2)
実習科目	10 単位	基盤実習(3)，実践的指導力高度化実習Ⅰ(3) 実践的指導力高度化実習Ⅱ(4)
分野科目 (分野必修科目)	6 単位	各分野専門科目
分野科目 (自由選択科目)	8 単位 以上	分野ごとに設置した授業科目を自由に選択
課題研究	4 単位	課題研究Ⅰ(2)，課題研究Ⅱ(2)
計	46 単位 以上	

【教育実践開発コース】

科目	単位数	授業科目
共通科目	18 単位	教育課程の編成・実施(2)，教科等の実践的な指導方法(4)，生徒指導・教育相談(2)，学級経営・学校経営(2)，学校教育と教員の在り方(6)，特別支援教育(2)
実習科目	10 単位	訪問実習(2)，学校改善力高度化実習Ⅰ(3) 学校改善力高度化実習Ⅱ(5)
分野科目 (分野必修科目)	6 単位	各分野科目
分野科目 (自由選択科目)	8 単位 以上	分野ごとに設置した授業科目を自由に選択
課題研究	4 単位	課題研究Ⅰ(2)，課題研究Ⅱ(2)
計	46 単位 以上	

【学校組織開発コース】

科目	単位数	授業科目
共通科目	18 単位	教育課程の編成・実施(2)，教科等の実践的な指導方法(4)，生徒指導・教育相談(2)，学級経営・学校経営(2)，学校教育と教員の在り方(6)，特別支援教育(2)
実習科目	10 単位	訪問実習(2)，学校改善力高度化実習Ⅰ(3) 学校改善力高度化実習Ⅱ(5)
分野科目 (分野必修科目)	12 単位	学校組織分野科目
分野科目 (自由選択科目)	2 単位 以上	所属分野または他分野の授業科目を自由に選択
課題研究	4 単位	課題研究Ⅰ(2)，課題研究Ⅱ(2)
計	46 単位 以上	

教育実践力育成コースと教育実践開発コース・学校組織開発コースは、実習科目の構成が異なる（詳細は後述）。また、教育実践開発コースと学校組織開発コースは、分野必修科目及びその単位数が異なる。

（３）授業科目等の特色

① 共通科目

共通科目は、共通５領域に１０科目と独自領域（特別支援教育）に１科目を設ける。

このうち、「学級経営・学校経営」領域、及び「学校教育と教員の在り方」領域には、学卒等院生向けの科目と現職院生向けの科目を設けている。いずれの科目も、一部の時間を分離して実施したり、逆に一部の時間を合同で実施したりして、学卒等院生と現職院生の協働的な学びと、経験や資質・能力に応じた学びを推進する。

また特に、共通５領域のうち「学校教育と教員の在り方」に関する領域では３科目を設けている。このうち「これからの社会変化と未来の学校像」は、Society5.0に向けた学校 Ver.3.0 に対応する最新の教育内容や方法に関する知識を身に付け、新たな教育課題に対応する力の育成を目指した科目である。「アクションリサーチの理論と実際」は、大学院で教育課題を探究する方法を学ぶとともに、修了後も「学び続ける教員」として活躍できる資質・能力を育成することを目指した科目である。「教職キャリアデザイン」は、これまでの経験を振り返り、大学院修了後の教員としての役割を考え、大学院での学びをデザインする科目である。これら３科目は、これからの社会変化を見据えた上で、今後の教員の在り方を探り、教員としての学び方を学ぶ一貫した体系に基づいて設置された科目群であり、新教職大学院の特色ある授業科目と

して位置づけている。

共通科目の授業科目名と、履修を通して育成する4つの資質・能力の関係は、次の通りである。

共通科目の特性から、履修時期はすべて1年前期とする。

共通5領域＋独自領域	教育実践力育成コース	教育実践開発コース 学校組織開発コース
教育課程の編成・実施 (共通2)	新しい学習観とカリキュラム・マネジメント (A)	
教科等の実践的な指導方法 (共通2+2)	教師の授業力量形成と校内授業研究の開発 (A)	
	求められる授業とその開発 (A)	
生徒指導・教育相談 (共通2)	生徒発達支援概論 (B)	
学級経営・学校経営 (共通2)	学級経営の課題と学校 (D)	学校づくりの理論と実践 (D)
学校教育と教員の在り方 (共通2+2+2)	これからの社会変化と未来の学校像 (C)	
	アクションリサーチの理論と実践 (A～D)	
	教職キャリアデザイン 〔基礎〕 (A～D)	教職キャリアデザイン 〔発展〕 (A～D)
特別支援教育(独自2)	特別支援教育のシステムと方法 (B)	

※カッコ内は、関連する4つの資質・能力を示す。

② 実習科目

実習科目の授業科目・単位数・主なねらい・形態は以下の表に示す通りであり、教育実践力育成コースと教育実践開発コース・学校組織開発コースとで異なる。それぞれのコースに所属する学生の教職経験と資質・能力の違いが大きく、養成する人材像が異なるためである。

教育実践力育成コースの「基盤実習」は、附属学校園で様々な教育に関わる活動を観察し、「共通科目」との往還を図って教育活動への理解を深め、自分の教育課題を見つけることをねらいとして、1年前期に実施する。また、この科目と共通科目「教職キャリアデザイン〔基礎〕」の一部及び2年で履修する「教育実践力高度化実習Ⅱ」の一部を、後述の「初任者研修協働実施プログラム」に充てる。

教育実践開発コース・学校組織開発コースの「訪問実習」は、教育委員会の傍聴、教育委員との協議等、様々な教育関連施設を訪問し、「共通科目」との往還を図って教育活動に関わる視野を広げることをねらいとして、1年前期に履修する。

いずれの実習科目も、「理論と実践の往還」を強く意識して、同時期に開設の「共

通科目」，「分野科目」，「課題研究」での学びと有機的に関連付けるものとする。

なお，特別支援学校教員免許状を取得する場合は，「訪問実習」を除いて科目名の頭に「特別支援」が付いた科目を履修するとともに，1 年前期と 1 年後期の実習は，附属特別支援学校あるいは公立特別支援学校で行うものとする。また，「附属連携プログラム」（後述）参加者は，勤務校である附属学校園で実習を行うものとする。

なお，実習科目で積極的に附属学校園を活用することは，従来の教職大学院では実現できなかった点であり，「附属連携プログラム」と合わせて，附属学校園との連携の強化を図る。

【教育実践力育成コース】

実習科目	単位数	主なねらい	形態
基盤実習	3 単位	「共通科目」及び「初任者研修協働実施プログラム」との関連を図り，教育方法，生徒指導，特別支援等の視点に基づいて教育活動を「観察」することを通して，自らの教職キャリアの在り方を考察する。	M1 前期 附属学校園 週 1 回 10 日間
実践的指導力 高度化実習Ⅰ	3 単位	「分野科目」との往還を図り，授業や生徒指導，学校行事等の教育活動への支援を通して，自らの教職キャリアを展望する	M1 後期 協力校等 原則週 1 回 10 日間 (延べ 10 日間)
実践的指導力 高度化実習Ⅱ	4 単位	「分野科目」及び「課題研究」との往還を図り，授業や生徒指導，学校行事等の教育活動への支援を通して，自らの教職キャリアを具体的に描く。	M2 通年 協力校等 延べ 15 日間

【教育実践開発コース】／【学校組織開発コース】

実習科目	単位数	主なねらい	形態
訪問実習	2 単位	「共通科目」との往還を図り、学校組織、教育方法、生徒指導、特別支援等の視点に基づいて教育活動を「観察」することを通して、学校改善力の基礎力を養う。	M1 前期 学校等 延べ7日間
学校改善力 高度化実習Ⅰ	3 単位	「分野科目」との往還を図り、学校経営や授業、生徒指導、学校行事等の教育活動への支援を通して、学校改善案を構想する	M1 後期 協力校等 原則週1回10日間
学校改善力 高度化実習Ⅱ	5 単位	「分野科目」及び「課題研究」との往還を図り、授業や生徒指導、学校行事等の教育活動への支援を通して、学校改善に寄与する。	M2 通年 協力校等 延べ20日間

③ 分野科目

分野科目は、分野ごとに、分野必修科目3科目6単位（学校組織開発コースのみ6科目12単位）と自由選択科目を適宜設ける。自由選択科目について、学生は、所属の分野科目又は所属以外の分野の科目を、合わせて8単位以上（学校組織開発コースのみ2単位以上）履修するものとする。

授業科目名及びその概要の具体は、別紙資料（「授業科目の概要」）の通りである。

特に、教科教育分野については、教科横断的な視点を取り入れた特色ある授業科目を構成した。具体的には、次の通りである。

教科教育分野	単位数	科目名
分野必修科目	6 単位	教科横断的教育課程論（2） 教科学習論（領域名※）（2）※人文系，自然系，創造系 教材開発論（教科名※）（2）※国,社,数,理,音,美,保体,技,家,英
自由選択科目	8 単位 以上	教科内容論（教科名※）（2）※国,社,数,理,音,美,保体,技,家,英 教科指導論（教科名※）（2）※同上 教科内容演習Ⅰ・Ⅱ（教科名※）（2）※同上 教科教育専門研究Ⅰ・Ⅱ（教科名※）（2）※同上

分野必修科目のうち、「教科横断的教育課程論」は、10教科の教員1名ずつと全体を統括する教員が担当し、教科を横断するクロスカリキュラムの視点に基づく内容を扱う。

「教科学習論（領域名）」は、10 教科を人文社会系（国語，社会科，英語），自然系（数学，理科，技術科，家庭科），創造系（音楽，美術，保健体育）の 3 領域に分け，領域ごとに授業科目を 1 本ずつ立て，学習者の教科内容のつまずき等に関する内容を扱う。

「教材開発論（教科名）」は，教科ごとに授業科目を 1 本ずつ立て，それぞれの科目で学習者が興味・関心を持ち理解を深める効果的な教材の開発に関わる内容を扱う。

また，自由選択科目は，教科ごとに「教科内容論（教科名）」「教科指導論（教科名）」「教科内容演習 A・B（教科名）」「教科教育専門研究 A・B（教科名）」を立て，それぞれの教科で，専門性を踏まえた実践的指導力を高める内容を扱う。これら 4 科目を履修する場合は，指導内容の特性から，「教科内容論」「教科指導論」を先に履修した上で，「教科内容演習 A・B」「教科教育専門研究 A・B」を履修するよう，主指導教員・副指導教員が指導する。

分野必修科目の履修時期は，原則として 1 年後期，自由選択科目の履修時期は，原則として 2 年前後期（一部 1 年後期）とし，それぞれ「実践的指導力高度化実習Ⅰ／学校改善力高度化実習Ⅰ」「実践的指導力高度化実習Ⅱ／学校改善力高度化実習Ⅱ」と関連付ける。

④ 課題研究

課題研究は，「課題研究Ⅰ」「課題研究Ⅱ」の 2 科目 4 単位を立て，主指導教員及び副指導教員が担当し，個人が分野に関わる問題関心に基づいた教育課題を設定して探究する。ここでの学びを，課題研究報告書としてまとめる。「課題研究Ⅰ」は 2 年前期，「課題研究Ⅱ」は 2 年後期に履修する。

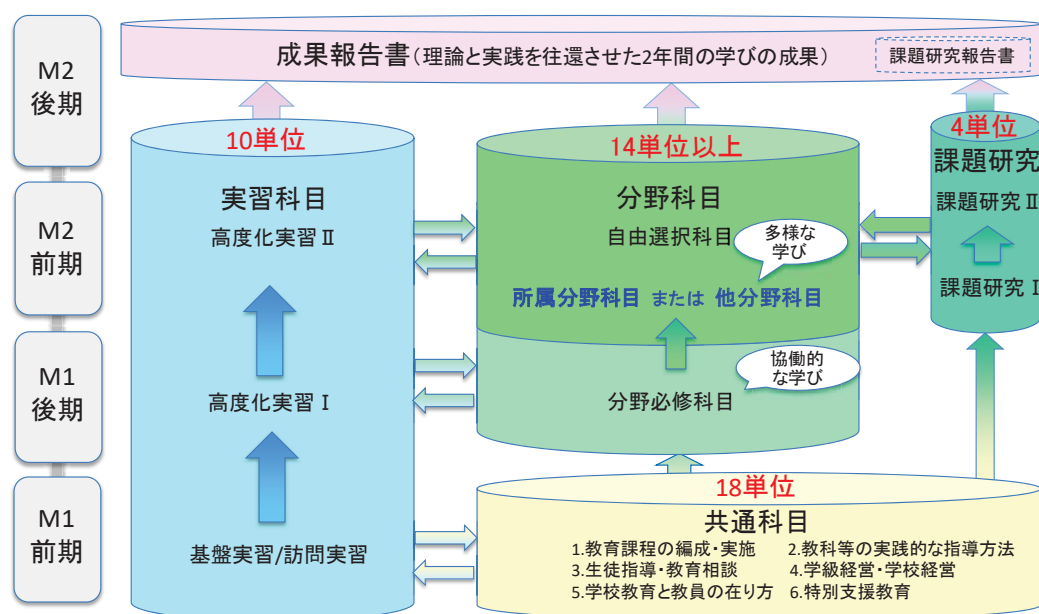
⑤ 成果報告書・成果発表会

主指導教員と実務家教員を含む副指導教員の協働的な指導のもと，実習及び各分野の理論と実践を往還させた 2 年間の学び（課題研究報告書の内容も含む）を統合させて，その成果について最終的に「成果報告書」としてまとめる。また，「教育実践開発コース」「学校組織開発コース」では，「成果報告書」の内容を派遣元である教育委員会など外部に公開する場として，2 年次の末に「公開成果発表会」を実施する。

さらに，「成果報告書」の内容をより質の高いものにするために，中途段階での成果を報告する場として，1 年次末に構想発表会，2 年次始めに情報交換会，2 年後期に中間発表会を設けて，探究の進行状況を確認したり互いに共有したりできるようにする。

以上の授業科目等について，履修年次（目安）と科目間の関係を図示すると次の通りである。

3 カリキュラムの概要(履修年次)



各科目の特徴を、学生の学習目標と関連付けると、すべての学生の共通目標を達成するために「共通科目」があり、その中で特に関心の高い分野に関する分野目標を達成するために、「分野必修科目」(+所属分野の自由選択科目)があり、さらに個人が設定した教育課題を探究する個人目標を達成するために、主として「自由選択科目」と「課題研究」がある。また、これらすべての目標を達成する上で、他の科目と関連付けて理論と実践の往還を強く意識するために「実習科目」がある。このように、学生の関心に応じて、学びを深めることができる点に特色がある。各授業科目の履修年次もこの考えに基づき、設定している。

(4) 教育プログラム等の編成

(2)で述べた教育課程を推進し、多様な学生のニーズに対応するべく、次の教育プログラム等を設ける。カッコ内は、対象となるコースを表す。

① 初任者研修協働実施プログラム(教育実践力育成)

「初任者研修協働実施プログラム」は、教育実践力育成コースの学生を対象としたもので、一定の条件を満たす場合に初任者研修の一部代替が可能となるプログラムである。学生は、附属学校園での基盤実習／特別支援教育基盤実習(1年前期, 3単位)及び教職キャリアデザイン[基礎](1年前期)の一部、実践的指導力高度化実習Ⅱ／特別支援教育実践的指導力高度化実習Ⅱ(2年)の一部を履修することで、大学院修了時に静岡県公立小・中学校教員に採用された場合に、「初任者研修」の校内研修最大90時間分が所属長の判断により免除される。

② 小免プログラム（教育実践力育成）

「小免プログラム」は、小学校教員免許を持っていない教育実践力育成コースの学生を対象としたもので、小学校免許状が取得できるプログラムである。学生は、学部に設置された小学校免許状取得のための授業科目を、原則として1年次に履修する。修学年限は、3年を標準とし、免許状取得に必要な学部の授業を修学年限内にすべて履修することができる。

③ 学校等改善支援研究員システム（学校組織開発）

「学校等改善支援研究員システム」は、学校組織開発コース所属の現職院生全員を対象としたもので、勤務校等での改革支援を通してリーダーシップを身につけるプログラムである。学生は、派遣元である教育委員会が指定する学校などで、小中一貫教育の推進、コミュニティースクールの導入、校内研修の活性化などの学校が抱える教育課題の解決を支援するための探究課題を設定し、実際に、指導教員とチームを組んで課題の解決を支援する。派遣される現職院生は、事前に探究課題を県や市町の教育委員会の重点施策とすり合わせた上で入学するため、教育委員会にとっては現職教員の派遣が課題解決に直結しやすくなるメリットがある。

④ 附属連携プログラム（教育実践開発）

「附属連携プログラム」は、附属学校園に勤務しながら大学院で学ぶプログラムである。附属学校園に勤務してから2年目、3年目の2年間に、附属学校園に籍を置きながら教育実践開発コース所属の現職院生として大学院で学び、修了後は教職大学院での学びを生かして附属学校園で勤務する。ただし、大学院での2年間の学びのうち、2年目は「大学院設置基準」第14条を適用して修業するものとする。

このプログラムの定員は若干名とし、学校改善力高度化実習Ⅰ・Ⅱは、籍を置く附属学校園で実施する。

⑤ 教員研修プログラム（教員研修受講者）

「教員研修プログラム」は、教育委員会等と連携したプログラムである。教職大学院が主催して、教育委員会等と連携した教員研修に関わる複数のプログラムを企画・実施する。対象は、静岡県内の学校教員とする。スタート時においては、次のプログラムを実施する。

- ・指導主事を主な対象としたリーダー研修プログラム
- ・学習科学を基盤とした授業力向上プログラム
- ・「リスク」と学校に関する研修プログラム

なお、一定の条件を満たしたプログラム受講者には履修証明書を発行する。

4 教員組織の編成の考え方及び特色

(1) 専任教員の配置

新教職大学院の設置基準上の必要専任教員数は37人（内、実務家教員15人以上）である。このことを踏まえ、各分野（教科教育分野は各教科）での人数バランスを加味して、現行の教職大学院専任教員10人（2020年度開設時：研究者教員5人、実務家教員5人）に加えて、新たに教育学部の専任教員30人（研究者教員19人、実務家教員11人）を新教職大学院の専任教員とする。各分野の教員配置数は、次の通りである。

各分野の教員配置数（*は現行教職大学院の教員数を示す）

分野	専任教員		小計	兼任教員 (授業担当)	合計
	研究者教員	実務家教員			
教育方法	2*	1*	3	1	4
教科教育(国語)	1	1	2	4	6
教科教育(社会)	1	1	2	6	8
教科教育(数学)	1	1	2	5	7
教科教育(理科)	2		2	8	10
教科教育(音楽)	2		2	3	5
教科教育(美術)	1	1	2	4	6
教科教育(保健体育)	1	1	2	9	11
教科教育（技術）	1	1	2	4	6
教科教育（家庭）	1	1	2	3	5
教科教育（英語）	1	1	2	5	7
生徒発達支援	2	2*（共にみなし）	4	2	6
特別支援教育	1	1	2	2	4
幼児教育	1	1	2	1	3
養護教育	1	1	2	1	3
現代的教育課題	2		2	5	7
学校組織	3*	2*（共にみなし）	5	1	6
計	24	16	40	64	104

専任教員40人のうち、実務家教員の占める割合は40%である。実務家教員についても、各分野の授業科目において「理論と実践の往還」を意識するために、可能な限り分野のバランスを考慮して配置するものとする。教科教育（理科）、教科教育（音楽）、現代的教育課題の各分野には、5年以上の教職経験を有する実務家教員を配置できないが、研究者教員のうちの少なくとも1人は、実践的な研究業績を有し、定常的に学校現場と関わる研究活動を積極的に行っている教員を配置する。

専任教員は、教職大学院の中核的な科目である「共通科目」及び「実習科目」、「分野必修科目」を中心に担当する。

また、専任教員とは別に、教育学部の専任教員 64 人を、新たに兼任教員として配置する。兼任教員は、各分野の「自由選択科目」を中心に担当する。

（２）専任教員の資格

① 研究者教員

研究者教員においても、それぞれの分野における実践的な研究業績や学校現場と関わる研究活動の実績を有していることが重要であるとの考えに立ち、次の条件を満たす教員 24 人を配置する。

新教職大学院研究者教員の資格

次のア～コのいずれか 6 項目以上に該当すること。

- ア 教育実践に関わる研究論文や著書を 2 本以上執筆している。
- イ 専門基礎や教科内容指導論等のテキストを 1 本以上執筆している。
- ウ 学校教員との共同研究による学会等での発表を 3 回以上行っている。
- エ 附属学校園共同研究者を 3 回以上担当している。
- オ 教員免許状更新講習・免許法認定講習の講師を 2 回以上行っている。
- カ 教育関係者・保護者対象の講演会・研修会の講師・助言を 3 回以上行っている。
- キ 児童・生徒対象の出前授業等の講師・指導を 2 回以上行っている。
- ク 国、県、市の教育に関する委員会・協議会等の委員を 3 回以上務めている。
- ケ 附属学校園長の経験がある。
- コ 幼稚園、小学校、中学校、高校、特別支援学校のいずれかで 3 年以上勤務した経験がある。

研究者教員 24 人の内訳は、教授が 15 人、准教授が 7 人、講師が 2 人である。

② 実務家教員（元実務家大学教員を除く）

実務家教員（元実務家大学教員を除く）は、概ね 20 年以上の教職経験を有するのみならず、研究業績を有していることも重要であることを踏まえ、次の条件を満たす准教授 1 人と特任教授 4 人をそれぞれ教育方法分野、生徒発達支援分野、学校組織分野に配置する。これらの分野に配置するのは、該当分野に関わる後述の元実務家大学教員がいないためである。

新教職大学院実務家教員の資格

- (1) 所属分野に関わり、概ね 20 年以上の専門的な実務経験を有すること。
- (2) 次のア～カのうち、少なくとも 2 項目以上の経験を有すること。
 - ア 国及び都道府県（政令指定都市を含む。）の主催する教育関係の講演
 - イ 全国の教育研究団体における講演
 - ウ 国及び都道府県（政令指定都市を含む。）における教育に関する委員会の委員
 - エ 市町村以上の研修企画経験
 - オ 校長・教頭・教諭として、自身が勤務する学校以外の校内研修等における指導・助言
 - カ 教員若しくは保護者対象の研修会の講師
- (3) 次のア～イのうちいずれかに関する業績を 3 点以上有すること。
 - ア 学術論文・著書
 - イ 実践論文（教師向けの定期刊行雑誌，実践報告書，国・都道府県（政令指定市を含む。）が発行する教育実践に関する図書で，概ね 4 ページ以上あること。）

なお、今後「国立大学法人静岡大学と静岡県教育委員会との大学教員の人事交流に関する協定書」（資料 4）に基づいて派遣される大学教員が、上記の条件を満たす場合には、完成年度の翌年以降に、実務家教員として配置する予定である。

③ 元実務家大学教員

②の資格を有する実務家教員とは別に、いわゆる元実務家の大学教員を実務家教員として配置する。この元実務家大学教員は、学校教員としての教職経験（5 年以上）を含めて、実践的な研究業績や学校現場と関わる定常的な研究活動の実績を有していることが特に重要である。このことを踏まえ、元実務家大学教員は次の条件を満たす教員 11 人とする。なお、元実務家大学教員の実務実績一覧は、資料 5 に示す通りである。

新教職大学院元実務家大学教員の資格

- (1) 学校等での教職経験（教育委員会等も含む）を 5 年以上有すること。
- (2) 最近 5 年間に、定常的に下記のア～ケのいずれか 3 項目以上に該当すること。
 - ア 教育実践に関わる研究論文や著書を執筆する。
 - イ 専門基礎や教科内容指導論等のテキストを執筆する。
 - ウ 学校教員との共同研究による学会等での発表を行う。
 - エ 附属学校園共同研究者を担当する。

- オ 教員免許状更新講習の講師を行う。
- カ 免許法認定講習の講師を行う。
- キ 教育関係者・保護者対象の講演会・研修会の講師・助言を行う。

元実務家大学教員 11 人の内訳は、教授が 6 人、准教授が 4 人、講師が 1 人である。

（３）兼任教員とその資格

兼任教員についても、実践的な研究業績や学校現場と関わる研究活動の実績を有していることが重要であることを踏まえ、専任教員の場合に比べてやや緩い次の条件を満たす教員 64 人を配置する。

新教職大学院兼任教員の資格

次のア～コのいずれか 3 項目以上に該当すること。

- ア 教育実践に関わる研究論文や著書を 2 本以上執筆している。
- イ 専門基礎や教科内容指導論等のテキストを 1 本以上執筆している。
- ウ 学校教員との共同研究による学会等での発表を 3 回以上行っている。
- エ 附属学校園共同研究者を 3 回以上担当している。
- オ 教員免許状更新講習・免許法認定講習の講師を 2 回以上行っている。
- カ 教育関係者・保護者対象の講演会・研修会の講師・助言を 3 回以上行っている。
- キ 児童・生徒対象の出前授業等の講師・指導を 2 回以上行っている。
- ク 国、県、市の教育に関する委員会・協議会等の委員を 3 回以上務めている。
- ケ 附属学校園長の経験がある。
- コ 幼稚園、小学校、中学校、高校、特別支援学校のいずれかで 3 年以上勤務した経験がある。

（４）教員の資質能力の向上につながる工夫

新教職大学院では、専任教員、兼任教員全員に対して、（２）、（３）で述べた通り、教育実践に関わる論文執筆や教育現場における活動実績等を担当資格とすることにより、教員養成・研修の視点に基づく教育を行うことのできる資質能力の向上を図れるように工夫している。特に、各教科教育分野に所属する教科を専門とする教員は、教科教育を専門とする教員と連携した活動実績を継続して積み重ねることを通して、教科の専門性の理解促進と実践的指導力育成の両方の視点を持つ教員の資質能力の向上を図る。このような取り組みを通して、教育を行う担当教員の資質能力の視点から、「教科専門」と「教科教育」の融合を促進する。

（５）教員組織の年齢構成

完成年度の年度末における専任教員 40 人の年齢構成は、次の通りである。

30 歳代 ～ 3 人

40 歳代 ～ 6 人

50 歳代 ～ 16 人

60 歳代 ～ 15 人

60 歳代のうち、11 人は専任教員であるが、「静岡大学教職員就業規則」（資料 6）上で、定年に達する教員はいない。また 4 人はみなし専任教員（特任教授）であるが、「国立大学法人静岡大学特任教員規程」（資料 7）上で、雇用契約期間が終了する教員はいない。

なお、開設後についても、適切な年齢構成となるよう計画的に人事を行っていく予定である。

（６）学部等の教育研究水準の維持・向上方策

新教職大学院設置に伴い、教育学部学校教育教員養成課程専任教員 30 人を専任教員として配置するとともに、同専任教員 64 人を兼任教員として配置する。このことにより、多数の教育学部専任教員が新教職大学院の指導と運営に関わることになり、学部と新教職大学院との一貫化が図られ、一部の教員のみに負担がかからない体制とする。

教職大学院の専任教員が、教職大学院以外の学内の学部・大学院で担当する授業科目一覧は、「教職大学院専任教員の学部・大学院担当授業科目一覧」（資料 8）の通りである。

新たに加わった専任教員 30 人は、全員が現行の修士課程（学校教育研究専攻）の担当教員であり、修士課程の授業科目を担当したり、学生の研究指導を行ったりしていた。新教職大学院設置に伴い既存の修士課程が廃止されるため、次の表の通り、1 人当たりの授業担当科目数（単位数）が減り、学部等の教育研究水準は十分に維持され、密度を高めることができる。このことは、兼任教員についても同様である。

また、これまでとは異なり、学部の多くの専任教員が新教職大学院の専任教員または兼任教員として担当することで、学部と新教職大学院との一貫化した教育研究活動が行われる。このことにより、大学院までを見通した学部段階での教育が可能となり、学部等の教育研究水準の向上を図ることができる。

既存修士課程の授業科目・単位数

担当教員 101 人	授業科目数	単位数
共通科目	8	18
発達教育学専修	39	74
国語教育専修	32	60
社会科教育専修	42	80
数学教育専修	23	42
理科教育専修	35	66
音楽教育専修	33	62
美術教育専修	22	40
保健体育専修	29	54
技術教育専修	36	74
家政教育専修	24	44
英語教育専修	23	42
合計	346	656
1人当たり平均	3.4	6.5

新教職大学院の授業科目数・単位数

担当教員 104 人	授業科目数	単位数
共通科目	11	22
実習科目	12	40
教育方法分野	9	18
教科教育分野	73	146
生徒発達支援分野	7	14
特別支援教育分野	7	14
幼児教育分野	6	12
養護教育分野	7	14
現代的教育課題分野	8	16
学校組織分野	6	12
課題研究※	34	68
合計	180	376
1人当たり平均	1.7	3.6

※各分野・教科4科目8単位として計算

5 教育方法、履修指導及び修了要件

(1) 2年間の学生の学び

① 入学時点

学生は所属コースが決まって入学するが、所属する分野や主指導教員・副指導教員はこの段階では正式には決めない。その代わりに、教育実践力育成コースの場合は、実習科目の指導を担当する実習担任（実習担任の詳細は「17 実習の具体的計画」参照）を決めて、学生の履修指導等を合わせて行う。教育実践開発コース・学校開発組織コースの場合は、所属するコース代表（「11 管理運営」参照）が履修指導等を行う。

また、教育実践開発コース・学校開発組織コースでは、入学直後に、2年生の1年間の学びを1年生が聞く「情報交換会」を開催し、1年生は2年間の学びの見通しをもつ。

② 1年前期

共通科目 18 単位と、基盤実習 3 単位（教育実践力育成コース）または訪問実習 2 単位（教育実践開発コース・学校組織開発コース）を履修する。これらの科目の履修を通して、自分の探究する教育課題を見いだして設定し、1年後期開始時まで、所属分野と主指導教員・副指導教員を決定する。ただし、入学直後から自分の探究する

教育課題が明確で、希望する所属分野や指導教員がはっきりしている場合は、1年前期から教育課題の探究について助言を受けることが可能である。

主指導教員は、所属分野の教員の中から選び、副指導教員は、所属分野又は他分野から選ぶ。また、主指導教員あるいは副指導教員のうちの少なくとも1人は、実務家教員とする。このような指導体制にすることで、「理論と実践の往還」を意識した学びを一層推進するとともに、分野での学びを深めたり分野をまたいだ横断的な学びを進めたりすることができるようにする。

なお、新教職大学院では、学部での指導教員が新教職大学院でも引き続き指導できる体制となるため、学部での教育と一貫した指導が可能になる。

③ 1年後期

分野必修科目 6 単位と、教育実践力高度化実習Ⅰ 3 単位（教育実践力育成コース）または学校改善力高度化実習Ⅰ 3 単位（教育実践開発コース・学校組織開発コース）を履修するとともに、分野の自由選択科目の一部を、主指導教員・副指導教員の履修指導の下で、学生の興味・関心に応じて履修する。

また、1年次末に「構想発表会」を分野単位で開催し、主指導教員・副指導教員の指導の下で、設定した教育課題の探究の方法などについて、構想を発表する。

④ 2年前期

開始時には、①で述べた「情報交換会」を開催し、2年生は1年次での1年間の学びを発表して、互いの学びを共有し知見を広げる。

またこの期間は、分野の自由選択科目を学生の興味・関心に応じて適宜履修するとともに、個人の教育課題の探究を推進するための課題研究Ⅰを履修する。さらに、教育実践力高度化実習Ⅱ（教育実践力育成コース）または学校改善力高度化実習Ⅱ（教育実践開発コース・学校組織開発コース）を、2年後期にかけて通年で履修する。

また、期間中に「中間発表会」を分野単位で開催し、主指導教員・副指導教員の指導の下で、設定した教育課題の探究の内容について、中間発表を行う。

⑤ 2年後期

この期間は、分野の自由選択科目、課題研究Ⅱ、及び2年前期に引き続いて教育実践力高度化実習Ⅱ（教育実践力育成コース）または学校改善力高度化実習Ⅱ（教育実践開発コース・学校組織開発コース）を履修する。

また、2年次末に「最終試験」を分野単位で開催し、学生は個人の教育課題の探究の成果を課題研究報告書にまとめるとともに、2年間を振り返って統合した学びの成果を「成果報告書」にまとめ発表した上で、分野ごとにそれを審査する。

さらに、最終試験の後、教育実践開発コース・学校組織開発コースでは、「公開成果発表会」を開催し、コース所属の修了生は、外部に公開する形で2年間の成果を発表する。

以上の2年間の学びを整理すると、次の通りである。

	1 年前期	1 年後期	2 年前期	2 年後期
授業	共通科目			
		分野必修科目 自由選択科目	自由選択科目	自由選択科目
	基盤実習 訪問実習	教育実践力 高度化実習Ⅰ 学校改善力 高度化実習Ⅰ	教育実践力 高度化実習Ⅱ 学校改善力 高度化実習Ⅱ	教育実践力 高度化実習Ⅱ 学校改善力 高度化実習Ⅱ
			課題研究Ⅰ	課題研究Ⅱ
院生指導	実習担任他	主指導教員・副指導教員		
発表会等	情報交換会	構想発表会	情報交換会 中間発表会	最終試験 公開成果発表 会

なお、コース別の履修モデル・時間割例は、資料 9 に示す通りである。

(2) 標準修業年限・年間登録上限・修了要件・既修得単位の認定方法・成績評価の方法

① 標準修業年限

標準修業年限は 2 年とする。ただし、3 (4) ② で述べた「小免プログラム」の受講生に限っては 3 年とする。

② 登録単位数の上限

授業期間中に新教職大学院の履修科目として登録することができる単位数の上限は、学生の十分な学習時間を確保する観点から、現行教職大学院と同じく年間 36 単位とする。

③ 修了要件等

修了要件は、次のア、イの 2 つの条件を満たすことである。

ア 次の通り、コースごとに各授業科目の単位数を修得すること。

コース	共通科目	分野科目		実習科目	課題研究	合計
教育実践力育成 コース	18 単位	分野必修 科目	6 単位	10 単位	4 単位	46 単位 以上
		自由選択 科目	8 単位 以上			
教育実践開発 コース	18 単位	分野必修 科目	6 単位	10 単位	4 単位	46 単位 以上
		分野必修 科目	8 単位 以上			
学校組織開発 コース	18 単位	分野必修 科目	12 単位	10 単位	4 単位	46 単位 以上
		自由選択 科目	2 単位 以上			

イ 最終試験に合格すること。

また、1 年次から 2 年次へ進級については、1 年次の GPA の値が 1.2 以上であるときに進級できるものとする。

④ 既修得単位の認定方法

新教職大学院に入学する前に、他大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、一定の要件の下で、10 単位を上限として、新教職大学院を修了するに必要な単位として認定することができる。具体的な認定方法は以下の通りとする。

学生が認定を希望する場合は、入学後 1 週間以内に、授業を履修した大学院研究科の名称、授業科目名、履修年度、単位数、講義担当教員名、授業内容、大学院研究科の所在地等を記載した入学前の授業科目履修報告書を提出させ、研究科教授会で審議するものとする。履修した授業科目のねらいと内容、到達基準を比較検討した結果、新教職大学院で開設する授業科目に読み替え可能な授業科目があり、単位数が一致している場合は、研究科教授会の議を経て学籍簿に記載し、単位を取得した研究科名を括弧書きで明示する。また、単位数が一致していない場合は、新教職大学院で開設する授業科目の単位数より、他大学で履修した授業科目の単位数が大きい場合に限り、同様の手続きによって、新教職大学院の授業科目の単位を修得したものとして学籍簿に記載することができる。なお、履修した授業科目の成績評価の記載に際しては、単位を認定した研究科の評価を尊重する。

⑤ 成績評価の方法

各授業科目の成績評価及び単位認定は、試験又は実習ノートや報告書（レポート）等の内容をもとに、授業担当者が（複数いる場合は合議により）行う。

成績の評価基準は次の通りである。

評定 S：100～90 点 合格

評定 A：89～80 点 合格

評定 B：79～70 点 合格

評定 C：69～60 点 合格

評定 D：60 点未満 不合格

（３）教育方法の工夫

① 「理論と実践の往還」を強く意識した教育

「実習科目」は、1 年前期から 2 年後期にかけて履修するため、「共通科目」「分野必修科目」「自由選択科目」「課題研究」のいずれの授業科目の履修時も、同じ時期に「実習科目」を履修している。そのため、「実習科目」以外の授業科目で学んだ理論を、「実習科目」の中で確認・検証したり、「実習科目」の中で観察した子どもの現れを「実習科目」以外の授業科目で理論に結びつけたりして、「理論と実践の往還」を強く意識した教育を実現する。

また、「実習科目」以外の授業科目についても、実務家教員だけではなく、実務家教員の資格に準ずる研究者教員や兼任教員を含めて、多くの実践的な研究業績・活動実績を有する教員が担当することで、「理論と実践の往還」に基づく指導の強化を図る。

さらには、主指導教員・副指導教員の少なくとも 1 人は「実務家教員」とするため、個人の探究する教育課題について、常に実践的な視点を意識した指導を行うようにする。

② 現職院生と学卒等院生の協働的な学び

コースは、現職院生と学卒等院生で異なるが、「共通科目」、「分野必修科目」「自由選択科目」の各授業は、一部を除いて現職院生と学卒等院生が協働的に学ぶ。グループワークや討論等を取り入れた協働的な学習形態を適宜導入して、学卒等院生は教職経験の豊富な現職院生から実践的な視点での知見を、現職院生は最新の知識や考え方に基づく視点から理論的な視点での知見を得ることができるようになる。

③ 学習形態の工夫

現行の教職大学院では、フィールドワーク、シミュレーション、ワークショップ、アクションリサーチ、事例検討などの手法を活用したアクティブ・ラーニング型の授業を実施してきたが、新教職大学院においても引き続きこれらの手法を取り入れて、主体的・対話的で深い学びを実現する効果的な授業を工夫する。

④ 分野・教科横断的な学び

各分野の「自由選択科目」は、所属する分野のみならず、他分野の授業科目も履修することができる。これにより、分野横断的な学びを実現できるようにする。

また、副指導教員は 1～2 名とするが、この中に他分野の教員を含めることができるので、学生の学びの多様性に応じて横断的な学びを広げられるようにする。

また特に「教科教育分野」においては、単に各教科の授業科目を並べるのではなく、**3（3）③**で述べたように、教科横断的な視点に基づく授業科目「教科横断的教育課程論」2 単位、「教科学習論」2 単位を、分野必修科目として設置する。これらの科目の学びを通して、各教科教育の専門性を高めるのみならず、カリキュラム・マネジメントの視点から教科教育に関する理解を深めることができるようにする。

⑤ 教科専門と教科教育の連携

教科教育分野については、各教科の複数の分野科目において、教科を専門とする教員と教科教育を専門とする教員がティーム・ティーチングにより共同で教育を担当する。

また、1 年後期に「構想発表会」、2 年前期に「中間発表会」、2 年後期に「最終試験」を分野単位で実施するが、特に教科教育分野においては、これらの場に、指導教員、副指導教員に限らず教科を専門とする教員、教科教育を専門とする教員が全員出席し、協働で学生の指導に当たる。

このように、教科を専門とする教員と教科教育を専門とする教員が、協働的に学生

を指導する複数の機会を設けることを通して、「教科専門」と「教科教育」が一体化した教育の実現を推進する。

⑥ 小免プログラムによる３年在学プログラム

３（４）②で述べた「小免プログラム」の受講生は、原則として、１年次に小学校免許状取得に必要な教育学部の授業を履修し、２年次・３年次に、教職大学院の授業科目を履修する。

６ 教育課程連携協議会について

新教職大学院では、専門職大学院設置基準第６条の２第１項の教育課程連携協議会に係る規定に基づき、教育課程を編成し、円滑かつ効果的に実施するための組織として、教職大学院運営委員会を設置する。

本委員会は、教育課程の評価・改善を図っていくため、教育委員会、教育センター、校長会からの意見や要望を聴き、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育委員会等との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項
- (2) 教育委員会等との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項
- (3) その他、教職大学院の運営の改善に関すること

委員会は、次の外部委員９人、内部委員７～８人で構成され、６月と２月の年２回実施する。

＜外部委員＞

- ・静岡県教育委員会義務教育課長
- ・静岡県総合教育センター所長
- ・静岡県教育委員会静岡教育事務所長
- ・静岡県教育委員会静岡西教育事務所長
- ・静岡市教育委員会教職員課長
- ・浜松市教育委員会教職員課長
- ・静岡市教育センター所長
- ・浜松市教育センター所長
- ・静岡県校長会会長

＜内部委員＞

- ・教育学研究科長
- ・教育実践高度化専攻長
- ・教育実践高度化専攻のコース代表 各１人
- ・教育実践高度化専攻の実務家教員 １人
- ・その他、委員会が必要と認める者 １～２人

7 施設・設備等の整備計画

(1) 校地、運動場の整備計画

教職大学院のある静岡キャンパスは、敷地面積 448,265 m²を有する、本学における中心的なキャンパスの一つである。附属図書館、保健センター、食堂等の学生の厚生施設も充実しており、新教職大学院の設置後も、引き続き、既存の学部・研究科と共用できるだけの十分な施設を備えている。

学生が休息するスペースは、新教職大学院が置かれる教育学部棟に学生控室、売店等があるほか、キャンパス内各所に談話室、食堂、売店等が備えられている。

静岡キャンパスの運動場については、陸上競技場(約 14,784 m²)、サッカー場(11,375 m²)、野球場(12,600 m²)が整備されている。また、屋内運動施設として体育館(3,027 m²)があるほか、テニスコート 11 面、多目的コート 2 面、バレーコート 3 面、水泳プールなどの屋外の運動施設が整備されている。

(2) 校舎等施設の整備計画

① 専任教員の研究室

専任教員(40 名:専任研究者教員 24 名、専任実務家教員 12 名、みなし専任 4 名)の研究室は、教育学部 A 棟に 18 室、C 棟に 4 室、E 棟に 2 室、I 棟に 9 室、K 棟に 5 室、L 棟に 2 室(いずれも 17 m²)設けている。

② 大学院生控室

各分野等の控室 14 室(いずれも 17 m²)に加え、教育学部 A401(35 m²)及び A421(39 m²)の 2 部屋を大学院生用の控室(大部屋)として整備した。合計 40 名分の机と椅子が設置されている。また、各室内には給湯設備を設けるとともに、無線 LAN ルータと複数台のパソコン及びプリンタを整備している。

③ 演習室等

教職大学院専用の演習室として、A415～A418 室(A417 は 50 m²、その他の演習室はいずれも 17 m²)及び G103 室(67 m²)の 5 部屋を確保しているほか、学部・研究科の講義室・演習室を使用することが可能である。

また、「基盤実習」及び一部学生の「教育実践力高度化実習Ⅰ・Ⅱ」は教育学部附属静岡小学校及び中学校での継続的な授業参観等を組み込んでいる関係上、実施場所を附属静岡中学校多目的教室(40 m²)に設ける。

(3) 図書等の資料及び図書館の整備計画

本学附属図書館が現在所蔵している蔵書数は、2018 年 3 月 31 日現在、1,204,742 冊(和書 855,166 冊、洋書 349,576 冊)、雑誌は 20,493 種類(和雑誌 13,946 種類、洋雑誌 6,547 種類)である。また、Science Direct Freedom Collection(Elsevier 社)、Springer Link

(Springer 社) や Wiley Online Library (Wiley 社) などの電子ジャーナルが利用可能であるほか、PsychINFO (心理学) など教職大学院と内容的に近い分野のデータベースを利用した論文検索や本文のダウンロードなどが可能である。これらのサービスの多くは、静大 ID を使って学外から利用することもできる。

さらに、既存の教育実践高度化専攻には図書室 (A419 室, 17 m²) が整備され、授業と関連した書籍の他に、初等／中等教育資料や教育新聞等を定期購読しており、最新の教育情報に触れることができる。

8 基礎となる学部との関係

(1) 教育学部と教職大学院との関係

新教職大学院の開設時における教育学部の専攻・専修と、新教職大学院における分野との関係は、資料 10 の通りである。

教育学部の専攻・専修と新教職大学院の分野は、概ね対応しているが、教育実践学、教育心理学、初等学習開発学に所属する専任教員は、それぞれの教員の研究領域に応じて、現代的教育課題、生徒発達支援、教育方法、学校組織の各分野に配置する。なお、学校組織分野については、初等学習開発学専攻に所属する 1 名の教員に加えて、現行の教職大学院の学校組織開発領域に所属する教員が担当する。

(2) 既設学部・教育学研究科への影響

教育学部の専任教員のうち 94 人が、新教職大学院の専任教員・兼任教員として担当するが、4 (6) で述べたように、修士課程の廃止に伴い、そこに係る授業担当、研究指導の業務が削減されることになり、教育学部及び教育学研究科共同教科開発学専攻 (博士課程) への特段の影響はない。また、新教職大学院設置により教育学部、教育学研究科共同教科開発学専攻の教育課程を変更することはしない。

9 入学者選抜の概要

(1) 入学者受け入れ方針 (アドミSSION・ポリシー: 資料 2)

新教職大学院で養成する人材像は、学校や地域の教育リーダーとして活躍できる高度な専門的職業人としての教員である。

そのために、教育に対する使命感や倫理観等の教育的素養を高めるとともに、理論知と実践知とを往還・融合する新しい知識体系の構築に取り組み、4 つの資質・能力「授業力」「生徒指導・支援力」「教育課題対応力」「学校改善リーダーシップ」に基づく高度な実践的指導力を身につけることを教育目標とする。

これら人材養成の目標に即して、新教職大学院では入学者受入方針 (アドミSSION

ン・ポリシー)を以下の通りとする。

学部卒等大学院生については、「教員としての基礎的・基本的な資質能力を身につけていることに加え、他者と協働する力を備えていること」を、一定の教職経験を有し修了後に中核的中堅教員として活躍が期待できる現職大学院生については、「本専攻で学習する目的とねらいが明確であり、豊かな教科指導・生徒指導の実践経験を有していること」を求めています。また、学部卒等大学院生・現職大学院生双方に共通して、授業力、生徒指導・支援力、教育課題対応力や学校改善リーダーシップの基礎となる理論と実践を往還させて、教育課題・組織課題を解決していく高度な実践的指導力を育成・向上したい人を求めています。

(2) 選抜の方法

新教職大学院では、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って、「一般入試」と「教職キャリア形成入試」、「自己推薦型入試」、「現職教員特別入試」の4つの選考方法に基づいて入学試験を実施する。「一般入試」は、当該年3月末までに教員免許状取得見込みの学生、または教員免許状を取得している大学既卒者もしくは大学卒と同等程度の者を入学選考の対象に、「教職キャリア形成入試」は若手教員（2年以上8年未満の教職経験のある現職教員）を、「自己推薦型入試」は当該年3月末までに教員免許状取得見込みの学生を、「現職教員特別入試」は現職教員（静岡県・静岡市・浜松市の各教育委員会派遣現職教員または現職教員で、常勤教員として8年以上の教職経験のある者）を入学試験出願の基礎資格とする。また、学校組織開発コースを志望する者は、事前に派遣元の教育委員会の教育長による学校等改善支援研究員受入承諾書を提出するものとする。

① 一般入試

学部学生もしくは大学既卒者等を対象とする「一般入試」の試験科目は、「教育原理・教育心理学」及び「口述試験」である。「教育原理」は、教育に関わる本質・目標論、制度・経営論及び内容・方法論（特別活動、道德教育を含む）に関する問題、「教育心理学」は心理・教育に関する統計・資料文書等を読み取り、それを元にした思考力を問う問題及び教育心理学の理論を教育実践に則して解釈する問題を出题し、教員として身につけておくべき基礎的・基本的な知識を検査する。「口述試験」では、あらかじめ提出された志望調書などに基づき、修学動機・意欲や目標、課題意識・入学後の探究テーマ、教員としての資質能力、コミュニケーション能力などを判断する。

② 教職キャリア形成入試

若手教員を対象とする「教職キャリア形成入試」の試験科目は、「小論文」及び「口述試験」である。「小論文」では、教育課題等に関するテーマについて出题する。「口述試験」では、あらかじめ提出された志望調書などに基づき、修学動機・意欲や目標、課題意識・入学後の探究テーマ、人間性、コミュニケーション能力などを判断する。

③ 自己推薦型入試

学部学生を対象とする「教員養成自己推薦型入試」の試験科目は、「口述試験」である。「口述試験」では、あらかじめ提出された志望調書などに基づき、修学動機・意欲や目標、課題意識・入学後の探究テーマ、教員としての資質能力、コミュニケーション能力などを判断する。自己推薦型入試に不合格となった者は、一般入試を受検することができる。なお、前年度までに取得した科目の GPA が 2.7 以上の者を「自己推薦型入試」の入学試験出願の基礎資格とする。

④ 現職教員特別入試

現職教員を対象とする「現職教員特別入試」の試験科目は、「口述試験」である。「口述試験」では、あらかじめ提出された志望調書及び「これまでの教育実践の概要」などに基づき、修学動機・意欲や目標、課題意識・入学後の探究テーマ、人間性、コミュニケーション能力、教育実践経験などを判断する。

入試の種類・受験者の区分・検査科目

コース	選抜の種類	受 験 者 の 区 分	検 査 科 目
教育実践力育成	一般入試	当該年3月末までに教員免許状取得見込みの者， または教員免許状を取得している者	教育原理・教育心理学 口述試験
	教職キャリア形成入試	現職教員で，常勤教員として2年以上8年未満の教職経験のある者	小論文 口述試験
	自己推薦型入試	当該年3月末までに教員免許状取得見込みの者	口述試験
教育実践開発 学校組織開発	現職教員特別入試	教育委員会派遣現職教員 または現職教員で，常勤教員として8年以上の教職経験のある者	口述試験

(3) 選考体制

新教職大学院内に、入試・広報委員会を設置し、入学試験の内容、配点、実施時期、合否判定基準の策定、合否判定、合格発表などの一連の業務について組織的に遂行する。

新教職大学院の募集人員は 45 名である。教育実践力育成コース約 25 名（一般入試，教職キャリア形成入試，自己推薦型入試），教育実践開発コース及び学校組織開発コースを合わせて約 20 名（現職教員特別入試）である。この約 20 名には静岡県教育委員会，静岡市・浜松市教育委員会から派遣された現職教員の受入枠を含む。

3 コースの志願者は、いずれの場合も志望する分野を志望調書内に明記するが、分野

及び指導教員を決定するのは、入学後の9月とする。

なお、学校組織開発コースを受験した者が、入学者選抜の結果、不合格になった場合でも、教育実践開発コースに入学する水準に達していると判断された場合は、教育実践開発コースの大学院生として合格することがある。

出願書類は以下の通りである。

- ① 入学願書
- ② 受験票・写真票
- ③ 写真2枚
- ④ 成績証明書（「自己推薦型入試」により受験する者はGPAの記載されたもの）
- ⑤ 卒業証明書又は卒業見込証明書
- ⑥ 受験承諾書（他の大学院に在学中の者（3月修了見込みの者を除く。）、現在官公庁・学校・会社等に在職中で入学後も籍を置く予定の者）
- ⑦ 承諾書（公立学校に在職中の教員。学校組織開発コースを志望とする者を除く）
- ⑧ 勤務証明書（「教職キャリア形成入試」により受験する者）
- ⑨ 学校教員経験年数計算表（「現職教員特別入試」及び「教職キャリア形成入試」により出願する者）
- ⑩ 教員免許状の写し又は教員免許状取得見込証明書
- ⑪ 志望調書
- ⑫ 「これまでの教育実践の概要」（「現職教員特別入試」により受験する者）
- ⑬ 学校等改善支援研究員受入承諾書（学校組織開発コースを志望とする者）

10 取得可能な資格

（1）教員免許状

新教職大学院で取得できる教員免許状は、次の通りである。

小学校教諭専修免許状

中学校教諭専修免許状

（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、英語）

高等学校教諭専修免許状

（国語、書道、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、家庭、情報、工業、英語）

特別支援学校教諭専修免許状（知的障害者、肢体不自由者、病弱者に関する教育の領域）

幼稚園教諭専修免許状

養護教諭専修免許状

（2）その他の資格

「生徒発達支援分野」における分野必修科目 6 単位、自由選択科目 8 単位、共通科目のうちの「特別支援教育のシステムと方法」2 単位、及び実習科目 10 単位を履修することにより、「学校心理士」（一般社団法人学校心理士認定運営機構認定）の受験資格を取得することができる。

（３）小学校教員免許状未取得者への対応

新教職大学院では、３（４）②で述べたように、小学校教員免許状を取得していない学卒等院生を対象として、「小免プログラム」を設置する。このプログラムの受講生は、原則として、１年次に小学校教員免許状に必要な学部の開設科目の単位を修得することで、小学校免許状が取得できるようにする。

11 「大学院設置基準」第 2 条の 2 又は第 14 条による教育方法の実施

「附属連携プログラム」を受講する教育実践開発コース所属の現職院生は、２年次に当たる１年間を、「大学院設置基準」第 14 条を適用して、大学院で修業する。

ア 修業年限は、２年次の１年間とする。

イ 履修指導は、主指導教員及び副指導教員が行う。その際、１年次に履修計画と研究計画をきちんと立て、２年次での履修、研究活動がスムーズにいくようにする。

ウ 授業は、現職院生の勤務実態に応じて、夕方の時間帯（16:05～17:35）と長期休業中を利用して実施する。

エ このプログラムの受講生は若干名であることから、指導や授業に関わる教員もわずかであるので、該当教員の他の業務の負担軽減を図るなど、新教職大学院に関わる教員全体で協力体制を敷くようにする。

オ 必要な図書が静岡大学附属図書館にある場合は、最寄りの公共図書館を通して借りることができる。また、指導教員等を通して借りることも可能である。

事務手続きや連絡等の対応については、現職院生の勤務先が附属学校園であるため、大学と附属学校園の間で迅速に処理できる体制が出来上がっている。

12 管理運営

（１）運営組織

① 研究科教授会

新教職大学院の組織及び教育に関する重要な事項を審議するために、新教職大学院の専任教員、みなし専任教員、兼任教員を構成員に含む研究科教授会を置き、定期的（原則月 1 回）かつ臨時に開催する。研究科教授会における審議事項は、教育課程編成に関する事項、学生の身分に関する事項、専攻内の教育に関する予算・施設・設備の管理に関する事項、教員配置の要請に関する事項、その他専攻の組織及び教育に

関する事項とする。

② 研究科小委員会

新教職大学院の運営及び学内外の諸組織及との連携を円滑に行うこと及び専攻に所属する専任教員に関する採用人事、昇任人事に関する事項の審議を行うため、研究科長の下に研究科小委員会を置く。構成員は、研究科長、副研究科長、教育実践高度化専攻長、共同教科開発学専攻長、コース代表、各分野代表（教科教育分野は教科代表）等で構成する。本委員会においては、新教職大学院に位置付けられている教務委員会、実習委員会、入試・広報委員会、自己点検・FD委員会、認証評価準備委員会の活動及び提案事項を審議する。

③ 専攻企画委員会

新教職大学院の運営及び各種委員会の連携や調整を円滑に行うため、研究科長の下に専攻企画委員会を置く。構成員は、研究科長、副研究科長、コース代表等で構成する。本委員会においては、新教職大学院に位置付けられている教務委員会、実習委員会、入試・広報委員会、自己点検・FD委員会、認証評価準備委員会、学生指導委員会、人事管理・対外連携運営委員会の各活動の連携の推進や進行を管理する。

④ 各種委員会

1) 教務委員会

教育課程を開発・改善し、運営状況を管理することにより、教育活動の質を保証する。また構想発表会、中間発表会、成果発表会、最終試験などの企画・運営にあたる。

2) 実習委員会

静岡市及び静岡県内に設定された公立幼・小・中・高等学校、特別支援学校の連携協力校及び附属学校園への学生の実習に関する派遣計画や依頼など実習全般に関する企画・運営を行い、進行を管理する。

3) 入試・広報委員会

対外的に専攻の取組や行事を広報し、対外的な支持と信頼を確保するとともに、入試に関して企画を行い、実施を管理する。また、専攻の入試情報及び教育活動全般に関する情報をHP（ホームページ）等で公開を推進する。

4) 自己点検・FD委員会

専攻の教育課程全般や授業内容・方法の改善を図るために、担当教員の持続的な教育能力の開発と検証及び自己点検・評価活動を管理する。また、教職大学院の在り方について最先端の情報収集を進めるとともに、教員の資質向上に関する企画・運営を管理する。

5) 認証評価準備委員会

教員養成認証評価機構の第3回目の認証評価を2022年度中に受けることが決まっている。教員養成評価機構の定める10の基準領域に適合するよう、本専攻開設と同時に認証評価準備委員会を開設する。教務委員会、実習委員会、入試・広報委

員会，自己点検・FD 委員会の成果と課題を日常的に把握・整理し，教育活動の改善を管理する。

6) 学生指導委員会

学部新卒学生の学修や就職活動を支援することを目的とし，教員採用試験に関する情報の提供，教員採用試験対策，面接指導等の支援や指導にあたる。

7) 対外連携運営委員会

静岡県教育委員会，静岡県総合教育センター，静岡市・浜松市両政令市教育委員会，静岡市・浜松市両政令市教育センター，県内市・町教育委員会，県内市・町教育センターと教員研修・教育活動等の連携を推進するための企画・運営を管理する。

なお，みなし専任教員は，1)から 7)の各種委員会に所属し，管理運営業務の遂行にあたる。

(2) 教育委員会及び学校等との連携

① 教職大学院運営委員会

6でも述べたとおり本委員会は，専門職大学院設置基準第 6 条の 2 第 1 項の規定に基づき設置する教育課程連携協議会であり，教育課程を編成し，評価・改善を図っていくことを目的としている。また，この委員会は，新教職大学院の外部評価を兼ねており，教員養成評価機構の定める 10 の基準領域における教職大学院評価基準に即し，外部の委員から評価を受け，運営及び教育課程の質的改善につなげるためのものである。外部評価委員は，静岡県教育委員会義務教育課長，静岡県総合教育センター所長，静岡県教育委員会東部教育事務所長，静岡県教育委員会静岡西教育事務所長，静岡市・浜松市教育委員会教職員課長，静岡市・浜松市教育センター所長，県校長会会長の 9 名で構成される。新教職大学院からは，研究科長，専攻長，コース代表者，実務家教員等が参加し，6 月と 2 月の年 2 回実施する。

② 連携協力校連絡協議会

本協議会は，県内の連携協力校，教育委員会，本専攻の連携協力の改善を図るために設置する協議会である。現職院生及び学部卒等院生の学校における実習状況や派遣先当該校における校内研修への協力を始めとする実務レベルの連携協力の企画・運営・評価に関する協議を行う。外部からの構成委員は，静岡県教育委員会・静岡市教育委員会・浜松市教育委員会の管理運営に携わる指導主事，連携協力校校長（複数名）である。新教職大学院からは，副研究科長，専攻長，コース代表者，実習委員会部会長・副部会長が，他に大学から附属学校園統括長，附属学校園副校長代表が参加し，7 月と 3 月の年 2 回実施する。

③ 教職大学院連携推進委員会

本委員会は，養成・採用・研修の各段階を通じた静岡県教育委員会と本学の教職大学院及び県内の教職大学院との円滑な連携を目的とし，養成するべき人材，教育課程の充実，実習の成果等の検討を行い，質的な改善を図るための委員会である。

この委員会は、静岡県教育委員会が主催し、委員会側の委員は、教育監、義務教育課人事監、義務教育課長、各課人事派遣担当者等から構成される。新教職大学院からは、研究科長、専攻長、コース代表者が6月と10月の年2回参加し協議を行う。

(3) 事務組織

新教職大学院に関わる教務・学籍に関する事項、入試・広報等に関する事項、情報連絡、書類管理、経費管理等に関する事項については、教育学部事務部が所掌する。

13 自己点検・評価

(1) 自己点検・自己評価の体制

新教職大学院の組織体制として、自己点検・FD委員会、認証評価準備委員会の2つの委員会を位置付け、この2つの委員会を中心に、教育課程の改善、教育活動の質的充実に向けて取り組む。この自己点検・FD委員会、認証評価準備委員会の2つの委員会の活動の提案や運営の状況は、毎月実施される研究科小委員会の議事に位置付け、組織が一体となって継続的に自己点検・自己評価に取り組む体制を構築する。

また、自己点検・評価のために、新教職大学院が主催又は関与する委員会として、①教職大学院運営委員会、②連携協力校連絡協議会、③教職大学院連携推進委員会がある。

① 教職大学院運営委員会

教職大学院運営委員会は、静岡県教育委員会義務教育課長をはじめとする外部教育関係者9名を外部評価委員として委嘱して、教員養成評価機構の定める10の基準領域における教職大学院評価基準に即し、この外部の委員から評価を受け、その結果を、研究科教授会で議論・検討を行い運営及び教育課程の質的改善につなげる。

② 連携協力校連絡協議会

連携協力校連絡協議会は、県内の連携協力校で実施されている現職院生及び学部卒等院生の学校における実習状況や派遣先当該校における校内研修への協力を始めとする実務レベルの連携協力の企画・運営・評価に関する協議を行い、教育活動の改善・充実を図る。

③ 教職大学院連携推進委員会

本委員会は、静岡県教育委員会が主催し、養成・採用・研修の各段階を通じた静岡県教育委員会と本学の教職大学院及び県内の教職大学院との円滑な連携を目的とし、養成すべき人材、教育課程の充実、実習の成果等の検討を行い、質的な改善を図るために設置されている。

(2) 自己点検・自己評価の方法

新教職大学院では、自己点検・FD委員会が主導して、日常的に学生からの意見や要望、疑問に応え、授業を中心に教育の改善を図るために、①各科目の中で学生による授業評価の実施、②専攻全体としてFDアンケートの実施、③分野ごと振り返り会の定例開催、④院生懇談会の開催、を年間のFD計画の中に位置づけ実施する。こうした取り組みの成果について研究科小委員会・専攻企画委員会で情報の共有・確認を定期的に行うことにより、一層組織化された自己点検・評価を実施するよう取り組む。

また、④院生懇談会は、前期の授業終了後（9月）と後期の授業終了後（2月または3月）に、院生が、授業内容、授業方法、カリキュラム、指導体制等に関して自由に意見を述べ合うことを目的として開催する。後期授業終了後の院生懇談会は、FDアンケートのまとめを協議の資料として実施する。院生懇談会で出された意見に対しては、自己点検・FD委員会で検討した上で研究科教授会等で報告し、具体的な改善策を専攻及び領域で立て、次年度の改善に活かすことになる。

14 認証評価

（1）認証評価を受けるための計画

新教職大学院は、2022年（改組後3年目）に一般財団法人教員養成評価機構から認証評価を受ける予定である。これまでも2009年4月に既存の教職大学院を設置後、2012年度、2017年度の2度認証評価を受け、教員養成評価機構の定める10の基準領域における教職大学院評価基準に適合しているとの評価を受けている。

組織として恒常的に自己点検・評価を実施し改善につなげていくために、認証評価準備委員会を専攻の委員会の中に位置付けており、これまでに蓄積された取り組みを生かし、この委員会を中心に改組後初年度から質的改善を図りながら準備にあたる。

2020年4月 学内委員の選出

2021年9月 認証評価機関へ認証評価受審に関する申請

2022年6月 認証評価機関へ自己評価書等の提出

（2）認証評価を受けるための準備状況

既に既存の教職大学院の組織の中に認証評価準備委員会が設置されており、引き続きこの委員会を軸に準備を進める。

（3）認証評価を確実に受けることの証明

一般財団法人教員養成評価機構から、認証評価を確実に受けることを書面で確認した。（資料11）

15 情報の公表

(1) 大学としての情報提供

静岡大学のウェブサイトでは、様々な情報の提供を行っている。これまでの教育実践高度化専攻に関しては、以下のような情報が提供されている。

- | | | |
|---------------|---|---------------------|
| ・アドミッション・ポリシー | } | 教育情報の公表 |
| カリキュラム・ポリシー | | |
| ディプロマ・ポリシー | | |
| ・所属教員の情報 | | : 教員データベース |
| ・授業科目 | | : 教育情報の公表 — 授業科目一覧 |
| ・授業のシラバス | | : 学務情報システム — シラバス検索 |
| ・静岡大学大学院規則 | } | 静岡大学規則集 |
| 教育学研究科規則 | | |
| ・認証評価 | | : 法定公開情報 — 認証評価 |

(2) 教職大学院としての情報提供

① ウェブサイトを通じた情報の公開

既存の教育実践高度化専攻ではウェブサイトを立ち上げており、入試や公開成果発表会等の情報提供だけではなく、授業の様子などを掲載している。

② 専任教員・学生等の研究成果等の情報の公開

附属図書館が SURE（静岡大学学術リポジトリ）を公開しており、「教育学部研究報告（教育学部紀要）」や「附属教育実践総合センター紀要」に掲載された論文や各種研究報告書だけではなく、学生の作成した教育実践高度化専攻成果報告書抄録集が閲覧できる。

16 教育内容等の改善のための組織的な研修等

(1) シラバスの組織的開発

シラバスの作成はこれまでは教員個人に任されており、カリキュラムの設計意図が歪められることにもつながっていた。新教職大学院ではこうした反省点に立って、すべての開設科目のシラバスを関係教員による協議によって作成することとし、担当教員間の教育内容・方法に関する認識の共有化及び科目の目標と成績評価基準の明確化を図る。特に、教科教育分野の開講科目については、同じ名称の科目が同じ学習目標となるよう、組織的な調整を行う。

(2) TT（ティーム・ティーチング）による授業運営と相互観察

TT による授業を積極的に展開して、授業に関する教員間の共同的振り返りが自然に生じるようにし、日常的に授業改善を図る機会を設ける。また、各授業科目を相互に自

由に観察できるようにするとともに、相互観察期間を設けてその実現を促進する。

（３）大学院生・デマンドサイドなど多面的評価の実施

既存の教育実践高度化専攻では学生による授業評価を実施して授業改善に努めており、これを継続・発展させていく。また、年１回、静岡県教育委員会の派遣担当者に授業を公開し、協議を行っている。これを同窓会役員にも拡大を図っていく。

（４）他大学院の優れた取組の学習

他大学の優れた先進的な事例から学ぶため、年１回開催される日本教職大学院協会研究大会へ交代で複数の教員が参加する。また、日常的に全国の教職大学院における教員の資質向上の取組の情報収集と共有化に努めるとともに、各教職大学院の開催するフォーラム、シンポジウム、成果発表会等にも積極的に教員を派遣する。

（５）大学職員に必要な知識・技能を修得させるための取組

新教職大学院では、全学の取組と連動しつつ、大学の教育力の向上を目指し、FDとSDを一体的な活動として位置づけ、教職協働の観点から、全学の研修への参画のほか、教育学部を交えた独自の取組として、ハラスメント防止の講演会の開催、教育実習の振り返り会での討議等、下記視点を念頭に、SDのファシリテーターとしての機能を果たしうる専門人材の育成、高等教育における幅広い識見や高度な実務能力を有する職員の育成を図ることを予定している。

〔参考〕 本学の人材の確保・育成に必要な視点

- ① 職員が、採用から定年退職まで中長期的な視点でキャリアプランが描けるよう、人材育成を重視した制度設計とその運用に努める。
- ② 個人の能力、実績を重視するとともに、チーム力（教員その他の職員等との協働を含む。）の最大化を目指す。
- ③ 適材適所に加え、透明性と「見える化」を考慮し、職員の納得性を高める。
- ④ 男女共同参画を推進するとともに、多様性とワーク・ライフ・バランスを考慮する。
- ⑤ 事務組織の組織改革、業務改善の推進、職員の意識改革との有機的連携を図る。
- ⑥ 大学全体の人件費削減方針を踏まえつつ、適正な組織規模を維持する。
- ⑦ ハラスメントの防止や、職務に係る倫理の保持など、コンプライアンスの推進に努める。

17 連携協力校等との連携

(1) 連携協力校の選定・連携

連携協力校の選定にあたっては、学生の教職キャリアの展望や研究テーマ等を踏まえながら適切な学校等を選定する。連携協力校の選定及び実習の概要の確認等については、実習委員会が取りまとめる。

連携協力校はこれまでの教職大学院における実習の実績等を活かしながら選定する。個々の連携協力校との連携の在り方については、静岡県教育委員会、静岡市教育委員会、浜松市教育委員会、附属学校園等の関係者から構成される「連携協力校連絡協議会」で意見交換を行う。

(2) 連携協力校の選定の手続き

【教育実践力育成コース】

① 「基盤実習」 / 「特別支援教育基盤実習」

1 年次前期に実施する「基盤実習」 / 「特別支援教育基盤実習」では附属学校園で実習を行う。本学の 7 つの附属学校園（附属幼稚園，附属静岡小学校，附属静岡中学校，附属島田中学校，附属浜松小学校，附属浜松中学校，附属特別支援学校）の中から、学生の居住地と希望校種等を踏まえて実習委員会が取りまとめた上で研究科教授会の議を経て決定する。ただし、特別支援教育基盤実習では附属特別支援学校とする。なお、附属学校園の過度な負担をかけないように人数バランスを調整する。

② 「実践的指導力高度化実習Ⅰ・Ⅱ」 / 「特別支援教育実践的指導力高度化実習Ⅰ・Ⅱ」

1 年次後期に実施する「実践的指導力高度化実習Ⅰ」 / 「特別支援教育実践的指導力高度化実習Ⅰ」及び 2 年次通年に実施する「実践的指導力高度化実習Ⅱ」 / 「特別支援教育実践的指導力高度化実習Ⅱ」では、学生の教職キャリアの展望や探究テーマ等をふまえて原則として公立の連携協力校へ依頼する。具体的な手続きとしては以下の通りである。

- ・ 学生ごとに実習担任を決定する。
- ・ 実習担任が学生及び指導教員と面談を行い、教職キャリアの展望等を把握する。
- ・ 実習委員会で各学生の情報を共有した上で、各学生の連携協力校候補を決定する。
- ・ 指導教員及び学生が連携協力校候補を訪問し、実習テーマと希望日程等を伝え、承諾を得られた場合は連携協力校の所属長より「承諾書」を受け取る。
- ・ 実習委員会での確認を経た上で研究科教授会の議を経て正式に決定する。

【教育実践開発コース】 / 【学校組織開発コース】

① 「訪問実習」

1 年次前期に実施する「訪問実習」では、「共通科目」との往還を図りつつ、学校が抱える課題や教員業務について俯瞰する視点を身につけられるようにするために

「訪問実習」の形式を採る。訪問先は、附属学校園をはじめ、先進的な取組を実践している教育機関等を選定する。訪問先の選定については、「共通科目」を担当する実務家教員及び研究者教員が訪問先へ連絡を取り承諾を得る。ただし、日程調整等を円滑に進めるために、実習委員会が訪問先と日程を取りまとめる。

②「学校改善力高度化実習Ⅰ・Ⅱ」/「特別支援教育学校改善力高度化実習Ⅰ・Ⅱ」

1年次後期に実施する「学校改善力高度化実習Ⅰ」/「特別支援教育学校改善力高度化実習Ⅰ」及び2年次通年に実施する「学校改善力高度化実習Ⅱ」/「特別支援教育学校改善力高度化実習Ⅱ」では、各学生が取り組むアクションリサーチに向けた各自の課題意識・探究テーマ等を踏まえて選定する。選定手続きは以下の通りである。

- ・学生ごとに指導教員及び副指導教員を決定する。
- ・指導教員及び副指導教員が学生と面談を行い、探究テーマ等を明確にする。
- ・コースごとに学生の探究テーマや希望等を共有し、連携協力校候補を決定する。
- ・指導教員等及び学生が連携協力校候補を訪問し、実習テーマと日程等を伝え、承諾を得られた場合は連携協力校の所属長より「承諾書」を受け取る。
- ・実習委員会での確認を経た上で研究科教授会の議を経て正式に決定する。

（３）附属学校園の活用

附属学校園では、これまで学部における教育実習の実習校としての役割を果たすなど、教職未経験者に対する実践指導の高い技術や深い知見を有している。また、主に教科を専門とする大学教員と共同研究を行うことで教科指導の高い実践的知見も有している。今回の改組で教科教育分野も教職大学院に一本化されるにあたり、教員免許状は保有しているものの、実践の経験値が乏しい学卒等院生の基盤実習の実習先を附属学校園にすることで、附属学校園の知見を活かしながら学卒等院生が具体的な教職キャリアを展望する契機となると考えられる。他にも「附属連携プログラム」を受講する現職院生が、勤務先である附属学校で実習を行うことで、附属学校園での教育実践研究と大学院での学びを関連付けることができる。

また、附属学校園長は随時大学専任に切り替えていく予定であり、実務家教員としての役割も担う。附属学校園との連携を深めるために、実習委員会と附属学校園校長会が協議する機会を設け、基盤実習の成果や課題について意見交換を行う。

（４）連携協力校の校種別数

現行の教職大学院におけるこれまでの連携協力校を校種別にまとめると、幼稚園1校、小学校17校、中学校16校、高等学校6校、特別支援学校4校、その他施設4である。これらの学校に対して引き続き、連携協力校として依頼する。

連携協力校リスト

通し番号	校種	連携協力校（実習施設）の名称	実習科目
1	幼	附属幼稚園	基盤実習
2	小	附属静岡小学校	基盤実習
3	小	附属浜松小学校	基盤実習
4	小	静岡市立清水江尻小学校	訪問実習
5	小	静岡市立番町小学校	訪問実習
6	小	静岡市立蒲原西小学校	学校改善力高度化実習Ⅰ,Ⅱ
7	小	浜松市立庄内小学校	学校改善力高度化実習Ⅰ,Ⅱ
8	小	牧之原市立勝間田小学校	学校改善力高度化実習Ⅰ,Ⅱ
9	小	小山町立成美小学校	学校改善力高度化実習Ⅰ,Ⅱ
10	小	吉田町立住吉小学校	学校改善力高度化実習Ⅰ,Ⅱ
11	小	富士宮市立東小学校	学校改善力高度化実習Ⅰ,Ⅱ
12	小	御殿場市立御殿場南小学校	学校改善力高度化実習Ⅰ,Ⅱ
13	小	静岡市立葵小学校	実践の指導力高度化実習Ⅰ,Ⅱ
14	小	静岡市立森下小学校	実践の指導力高度化実習Ⅰ,Ⅱ
15	小	静岡市立東源台小学校	実践の指導力高度化実習Ⅰ,Ⅱ
16	小	静岡市立大谷小学校	訪問実習 実践の指導力高度化実習Ⅰ,Ⅱ
17	小	静岡市立富士見小学校	実践の指導力高度化実習Ⅰ,Ⅱ
18	小	静岡市立清水有度第二小学校	実践の指導力高度化実習Ⅰ,Ⅱ
19	中	附属静岡中学校	基盤実習
20	中	附属島田中学校	基盤実習
21	中	附属浜松中学校	基盤実習
22	中	浜松市立丸塚中学校	学校改善力高度化実習Ⅰ,Ⅱ
23	中	掛川市立大浜中学校	学校改善力高度化実習Ⅰ,Ⅱ
24	中	富士市立富士南中学校	学校改善力高度化実習Ⅰ,Ⅱ

通し番号	校種	連携協力校（実習施設）の名称	実習科目
25	中	静岡市立玉川中学校	学校改善力高度化実習Ⅰ,Ⅱ
26	中	御殿場市立富士岡中学校	学校改善力高度化実習Ⅰ,Ⅱ
27	中	三島市立北上中学校	学校改善力高度化実習Ⅰ,Ⅱ
28	中	静岡市立城内中学校	実践の指導力高度化実習Ⅰ,Ⅱ
29	中	静岡市立高松中学校	実践の指導力高度化実習Ⅰ,Ⅱ
30	中	静岡市立南中学校	実践の指導力高度化実習Ⅰ,Ⅱ
31	中	静岡市立大里中学校	実践の指導力高度化実習Ⅰ,Ⅱ
32	中	静岡市立清水第七中学校	実践の指導力高度化実習Ⅰ,Ⅱ
33	中	静岡市立豊田中学校	実践の指導力高度化実習Ⅰ,Ⅱ
34	中	静岡市立東豊田中学校	実践の指導力高度化実習Ⅰ,Ⅱ
35	高	静岡県立藤枝西高等学校	学校改善力高度化実習Ⅰ,Ⅱ
36	高	静岡市立清水桜が丘高等学校	実践の指導力高度化実習Ⅰ,Ⅱ
37	高	静岡市立高等学校	実践の指導力高度化実習Ⅰ,Ⅱ
38	高	静岡県立駿河総合高等学校	実践の指導力高度化実習Ⅰ,Ⅱ
39	高	静岡県立科学技術高等学校	実践の指導力高度化実習Ⅰ,Ⅱ
40	高	静岡県立榛原高等学校	訪問実習 実践の指導力高度化実習Ⅰ,Ⅱ
41	特	附属特別支援学校	基盤実習
42	特	静岡県立静岡南部特別支援学校	訪問実習
43	特	静岡県立静岡視覚特別支援学校	訪問実習
44	特	静岡県立浜名特別支援学校	学校改善力高度化実習Ⅰ,Ⅱ
45	施設	静岡県総合教育センター	訪問実習
46	施設	静岡市教育委員会	訪問実習
47	施設	静岡市適応指導教室	訪問実習
48	施設	静岡県立吉原林間学園	訪問実習

18 実習の具体的計画

(1) 実習の実施体制

実習の実施に当たっては、新教職大学院の実習担当者、静岡県教育委員会、静岡市教育委員会、浜松市教育委員会の担当者、連携協力校の校長、附属学校校長などから構成する「連携協力校連絡協議会」を設置する。同協議会では、実習が円滑に行われるための条件整備や、実習の成果について協議するとともに、連携協力校の選定や実習の概要等について調整を行う。

専攻内では、研究科教授会の下に、実習担当者による実習委員会を設置し、担当者間の情報共有を図るとともに、学生の支援について協議を行う。

(2) 実習計画の概要

学卒等院生を対象とする「教育実践力育成コース」では、「基盤実習（3単位）」/「特別支援教育基盤実習（3単位）」、「実践的指導力高度化実習Ⅰ（3単位）」/「特別支援教育実践的指導力高度化実習Ⅰ（3単位）」、「実践的指導力高度化実習Ⅱ（4単位）」/「特別支援教育実践的指導力高度化実習Ⅱ（4単位）」とする。

現職院生を対象とする「教育実践開発コース」及び「学校組織開発コース」では、「訪問実習（2単位）」、「学校改善力高度化実習Ⅰ（3単位）」/「特別支援教育学校改善力高度化実習Ⅰ（3単位）」、「学校改善力高度化実習Ⅱ（5単位）」/「特別支援教育学校改善力高度化実習Ⅱ（5単位）」を設定する。

各実習科目の主なねらいと実施形態は、次に示す通りである。

【教育実践力育成コース】

実習科目	単位数	主なねらい	形態
基盤実習 (特別支援教育基盤実習)	3単位	「共通科目」及び「初任者研修協働実施プログラム」との関連を図り、教育方法、生徒指導、特別支援等の視点に基づいて教育活動を「観察」することを通して、自らの教職キャリアの在り方を考察する	M1前期 附属学校園 週1回10日間
実践的指導力高度化実習Ⅰ (特別支援教育実践的指導力高度化実習Ⅰ)	3単位	「分野科目」との往還を図り、授業や生徒指導、学校行事等の教育活動への支援を通して、自らの教職キャリアを展望する	M1後期 協力校等 原則週1回10日間 (延べ10日間)
実践的指導力育成実習Ⅱ (特別支援教育実践的指導力育成実習Ⅱ)	4単位	「分野科目」及び「課題研究」との往還を図り、授業や生徒指導、学校行事等の教育活動への支援を通して、自らの教職キャリアを具体的に描く	M2通年 協力校等 延べ15日間

【教育実践開発コース】／【学校組織開発コース】

実習科目	単位数	主なねらい	形態
訪問実習	2単位	「共通科目」との往還を図り、学校組織、教育方法、生徒指導、特別支援等の視点に基づいて教育活動を「観察」することを通して、学校改善力の基礎力を養う	M1前期 学校等 延べ7日間
学校改善力高度化実習Ⅰ (特別支援教育学校改善力高度化実習Ⅰ)	3単位	「分野科目」及び「課題研究」との往還を図り、学校経営や授業、生徒指導、学校行事等の教育活動への支援を通して、学校改善案を構想する	M1後期 協力校等 原則週1回10日間
学校改善力高度化実習Ⅱ (特別支援教育学校改善力高度化実習Ⅱ)	5単位	「分野科目」及び「課題研究」との往還を図り、授業や生徒指導、学校行事等の教育活動への支援を通して、学校改善に寄与する	M2通年 協力校等 延べ20日間

(3) 実習の具体的な計画

【教育実践力育成コース】

①「基盤実習」/「特別支援教育基盤実習」

この実習では、附属学校園の学級に配属され、学級担任補助として教育活動を行うことや、様々な校務分掌業務について理解を深めることで、自分自身の教職キャリアの展望を持つことをねらいとする。なお、校務分掌については「初任者研修協働実施プログラム」の中で校内研修の免除項目として取り上げられている事項を取り扱う。

「基盤実習」/「特別支援教育基盤実習」と初任者研修協働実施プログラムの対応
(校内研修最大 90 分時間免除になる項目)

平成31年度静岡県「初任者研修資料」と「基盤実習」の対応表		
研修領域	校内研修における研修項目(例)	基盤実習での実施内容
基礎的素養	所属校の教育課題と教育課程	副校長先生(校務主任)の講義から学ぶ
	学校における分掌業務とその処理	副校長先生(校務主任)の講義から学ぶ
	健康安全教育	養護教諭の講義及び業務補助から学ぶ
	学校保健・性教育	養護教諭の講義及び業務補助から学ぶ
	学校図書館教育	学校図書館司書の講義及び業務補助から学ぶ
人権	人権教育の理解	実習担任の補助説明及び業務補助から学ぶ
特別支援教育	特別支援教育の理解	実習担任の補助説明及び業務補助から学ぶ
学級経営	学級経営の意義と具体的な経営	学級担任補助業務を通じて学ぶ
	学年・学級だよりのあり方	学級担任補助業務を通じて学ぶ
教科指導	授業研究(教科)	授業補助を通じて学ぶ
	授業の進め方と発問・指名・板書等の工夫	授業補助を通じて学ぶ
	参観授業	授業見学
道徳	道徳教育と全体計画	道徳の授業見学(研究発表会での代用可)
	先輩教員による道徳の示範・模範授業参観と授業研究	道徳の授業見学(研究発表会での代用可)
	参観授業と授業研究	道徳の授業見学(研究発表会での代用可)
総合	総合的な学習の時間の趣旨・ねらい	総合の授業見学(研究発表会での代用可)
	先輩教員による総合の示範・模範授業参観と授業研究	総合の授業見学(研究発表会での代用可)
	参観授業と授業研究	総合の授業見学(研究発表会での代用可)
特別活動	特別活動と全体計画	学級担任補助業務を通じて学ぶ
	先輩教員による学級活動の模範授業	学級担任補助業務を通じて学ぶ
生徒指導	児童生徒理解と教育相談	学級担任補助業務を通じて学ぶ
	不登校児童生徒等への対応の仕方	学級担任補助業務を通じて学ぶ
	問題行動への対処の仕方	学級担任補助業務を通じて学ぶ

※研修領域は静岡県教育委員会「初任者研修資料」のうち、「校内研修」の項目で示されているもの。

②「実践的指導力高度化実習Ⅰ」/「特別支援教育実践的指導力高度化実習Ⅰ」

この実習では、連携協力校の一員として児童生徒の指導や支援に関わる中で、「基盤実習」で身につけた学校全体業務について連携協力校の実態に応じて対応することによって、自身の「強み」を伸ばすとともに、「弱み」を克服しながら授業力や生徒指導支援力の向上を図る。期間は、原則として週1日10日間とするが(「分散型」)、探究テーマ等をふまえて週5日2週間の実習も認める(「集中型」)。

③「実践的指導力高度化実習Ⅱ」/「特別支援教育実践的指導力高度化実習Ⅱ」

この実習では、連携協力校の教育活動に参画する中で、「基盤実習」/「特別支援教育基盤実習」、「実践的指導力高度化実習Ⅰ」/「特別支援教育実践的指導力高度化実習Ⅰ」で身につけた実践的指導力を発揮し、授業実践や生徒指導支援などを行うことによって、教育課題を主体的に解決することができる実践的指導力を育成する。また、

これまでの実習の省察を通じて、自身の教職キャリアについて中長期的な展望を明確にする。期間は、原則として週1日15日間とするが（「分散型」）、探究テーマ等をふまえて週5日3週間の実習も認める（「集中型」）。

【教育実践開発コース】／【学校組織開発コース】

①「訪問実習」

この実習では、共通科目や選択科目との往還を図りつつ、各領域に関わる視点に基づいて、高度な実践的指導力形成の基礎となる知識・考え方を身につけることを目的としている。実務家教員及び研究者教員が有する情報に基づき、附属学校園をはじめ、静岡県内から広く先進的な学校を選定するだけでなく、教育委員会や行政機関も実習先を選ぶなど、学生の成長にとってより有益な方法による実習を行うことが可能となる。

訪問実習の訪問先

領域	名称	目的・ねらい	実習先	実習時間／実習日数
教育課程の編成・方法	県総合教育センター調査	総合教育センターの長期研修員と交流の機会を持つ。	静岡県総合教育センター	4時間
教科等の実践的指導法	附属学校園研究発表参画	授業研究における発話分析等の方法を学ぶ。	附属学校園	6時間
生徒指導	静岡市適応指導教室見学実習	①適応指導教室の仕組みを知る。 ②通級児童生徒の特徴と支援の実態を知る。	静岡市適応指導教室	5時間
	静岡県立吉原林間学園見学実習	①情緒障害児短期治療施設の仕組みを知る。 ②虐待を受けた子どもの特徴と治療的支援の基本的考え方及び実態を知る。	静岡県立吉原林間学園	3時間
学級経営・学校経営	清水江尻小学校	保護者や地域住民が参画する学校運営の在り方について理解を深める。	静岡市立清水江尻小学校	4時間
	榛原高等学校	榛原高校の総合的な学習の時間の一環として実施される「企業人講話」「地域リーダープロジェクト」などの取組について学ぶ。	静岡県立榛原高等学校	13時～16時 (3時間×2日)
学校教育と教員の在り方	放課後子ども教室参観	静岡市内の放課後子ども教室の見学を通じ、「学校と地域の協働」の理解を深める。	静岡市立大谷小学校	5時間
	静岡市教育懇話会	教育委員及び教育委員会事務局職員との意見交換を通じて、教育行政に関する見識を深める。	静岡市教育委員会	4時間
特別支援	通級指導教室見学実習	通級指導教室の仕組みを学び、子ども理解を深める。	静岡市立番町小学校	3時間
	肢体不自由特別支援学校見学実習	肢体不自由特別支援学校の子ども理解を深める。	静岡南部特別支援学校	3時間
	視覚特別支援学校見学実習	視覚特別支援学校の子ども理解を深める。	静岡視覚特別支援学校	3時間

②「学校改善力高度化実習Ⅰ」／「特別支援教育学校改善力高度化実習Ⅰ」

この実習では、共通科目や選択科目における学修と連携協力校における調査・観察・面接や授業などの実践及び振り返りを相互に関連づけることを通して、後述するアクションリサーチに向けた各自の課題意識・探究テーマ、取組の方法や計画の具体化につなげることを実習全体の目標としている。期間は原則として週1日10日間とする。アクションリサーチのテーマに沿った適切な連携協力校を選定するため、勤務校を新たに連携協力校に加えて実習先とすることも認める。新教職大学院に所属する現職院生は、勤務校で日常の勤務は2年間行わないことを前提として入学しているので、仮に勤務校で実習を行う場合でも「派遣研修中」として実習中に日常の勤務を行うことはなく、実習に専念して取り組むことができる。このことは、

③で述べる実習科目の場合についても同様である。

③「学校改善力高度化実習Ⅱ」/「特別支援教育学校改善力高度化実習Ⅱ」

この実習では、「学校改善力高度化実習Ⅰ」/「特別支援教育学校改善力高度化実習Ⅰ」で養った学校改善案を実践することを通じて、課題意識や探究テーマを追究する。アクションリサーチのテーマに沿った適切な連携協力校を選定するため、場合によっては勤務校で行うことも認める。

(4) 実習期間（時間）、単位、実習施設、配置人数

各実習科目の実習期間、実習編成、単位、実習施設、配置人数は、次の通りである。

科目	実習期間	実習編成	単位	施設	1校当たりの配置人数 (原則)
基盤実習 (特別支援教育基盤実習)	1年次前期	週1日×10週	3単位 (90時間)	附属学校園	5人程度
実践的指導力高度化実習Ⅰ (特別支援教育実践的指導力高度化実習Ⅰ)	1年次後期	週1日×10週 もしくは 週5日×2週	3単位 (90時間)	連携協力校	1～3人
実践的指導力高度化実習Ⅱ (特別支援教育実践的指導力高度化実習Ⅱ)	2年次通年	週1日×14週 もしくは 週5日×3週	4単位 (120時間)	連携協力校	1～3人

科目	実習期間	実習編成	単位	施設	1校当たりの配置人数 (原則)
訪問実習	1年次前期	述べ7日間	2単位 (60時間)	各施設	15人程度
学校改善力高度化実習Ⅰ (特別支援教育学校改善力高度化実習Ⅰ)	1年次後期	週1日×10週	3単位 (90時間)	連携協力校	1人
学校改善力高度化実習Ⅱ (特別支援教育学校改善力高度化実習Ⅱ)	2年次通年	週1日×20週	5単位 (150時間)	連携協力校	1人

(5) 学生へのオリエンテーションの内容・方法

実習委員会が中心となり「実習ハンドブック」を作成し、入学時及び2年次当初におけるオリエンテーションの際に学生へ配布し、説明・確認する。また、「教職キャリアデザイン」の授業と連動させ、実習校の配当や日程、内容、実施方法、課題と評価について説明する。

(6) 実習指導体制と方法

【教育実践力育成コース】

「基盤実習」/「特別支援教育基盤実習」では、「共通科目」及び「初任者研修協働実施プログラム」との関連を図るために、実習委員会に所属する実務家教員を各附属学校園へ担当として割り振る。各附属学校園に割り振られた実務家教員は学生の実習担任

として実習の指導を行う。実務家教員によって指導内容や方法が異ならないように、定期的に実習委員会を開催することで、観察する視点や指導方法について実務家教員間で調整する。また、学生の授業履修や進路相談など幅広くフォローすることとする。

「実践的指導力高度化実習Ⅰ・Ⅱ」/「特別支援教育実践的指導力高度化実習Ⅰ・Ⅱ」は、実習担任が学生及び指導教員と面談を行う。ここでは、教職キャリアの展望や研究テーマをふまえ、実習で重視する事項（「授業実践」「生徒指導支援」「地域連携活動」など）及び時期（「分散型」「集中型」）を含めて連携協力校候補を決定する。連携協力校での指導は原則として実習担任が行うが、学生の実習での様子について指導教員と連絡を密に取りながら指導を行う。定期的に実習委員会を開催し、学生の実習の状況を把握するとともに、必要に応じて生じた課題に対して組織的な対応を協議する。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
M1	教職キャリア	初任者研修 協働実施 (来訪)	基盤実習 (附属)	基盤実習 (附属) 教職キャリア (現職も参加)	後期実習に 関する個別 面談(必要 に応じて三 者面談)						教職キャリア (現職も参加)	後期実習に 関する個別 面談(必要 に応じて三 者面談)
M2		教職キャリア	初任者研修 協働実施プ ログラム(あ すなる実施)	教職キャリア (現職も参加)							教職キャリア (現職も参加)	成果報告会

【教育実践開発コース】／【学校組織開発コース】

訪問実習では、「共通科目」との関連を図るために、各分野の「共通科目」の授業担当者が訪問先での指導を行う。ただし、必要に応じて分野横断的な指導体制を敷くことも可とする。なお、日程等の調整や実習記録の管理等は実習委員会が行う。

「学校改善力高度化実習Ⅰ・Ⅱ」「特別支援教育学校改善力高度化実習Ⅰ・Ⅱ」は、「課題研究」との往還を図るために、原則として主指導教員と副指導教員が指導を行う。また、各分野で組織的な指導体制を構築するが、必要に応じて分野横断的な指導を行うことも可とする。

(7) 単位認定等評価方法

各実習の終了にあたって、実習における実習記録を対象に、実習担任及び指導教員が評価原案を作成する。研究科教授会は、この内容について確認・審議・承認をして単位認定を行う。